

目 次

議会日誌	1
議長会の動き	3
東京都市議会議長会	
全国市議会議長会	
西多摩地区議長会	
各種協議会等の動き	7
関東地区競艇主催地議会協議会	
全国競艇主催地議会協議会	
全国自治体病院経営都市議会協議会	
三多摩上下水及び道路建設促進協議会	
三鷹・立川間立体化複々線促進協議会	
東京都三多摩地区消防運営協議会	
多摩地域都市モノレール等建設促進協議会	
青梅市議会新着図書目録	16
要綱・要領等の制定、改廃の状況	17
制定された要綱・要領	20
青梅市市民ホールに関する懇談会設置要綱以下24件	

議 会 日 誌

< 5 月 >

12日 (火)	午前10:00	議会運営委員会
15日 (金)	午前 9:15	議会運営委員会
	午前10:00	令和元年市議会定例会 5月招集議会 本会議 [会期の決定、議案審議、委員会議案審査報告、新型コロナウイルス対策特別委員会設置に関する動議]
	午前10:19	予算決算委員会
	午前11:45	福祉文教委員会
	午後 3:23	予算決算委員会
	午後 3:33	総務企画委員会
	午後 6:22	新型コロナウイルス対策特別委員会
26日 (火)	午前10:00	新型コロナウイルス対策特別委員会

< 6 月 >

1日 (月)	午後15:00	議会運営委員会
5日 (金)	午前10:00	定例記者会見 [市役所会議室一久保議長、山内副議長、局長]
8日 (月)	午前 9:15	議会運営委員会
	午前10:00	令和2年市議会定例会 6月定例議会 本会議 [議案審議、一般質問]
9日 (火)	午前10:00	本会議 [一般質問、委員会議案審査報告、議案審議]
	午後 1:10	予算決算委員会
15日 (月)	午前 9:30	環境建設委員会
	午前10:00	総務企画委員会
	午前10:00	福祉文教委員会
	午後 3:15	東青梅1丁目地内諸事業用地等特別委員会
17日 (水)	午前10:00	全員協議会 [＜市長提出事項＞… 1. 市民と市長との懇談会 の中止について、2. いじめゼロ宣言・子ども議会 の中止について、3. 青梅市を当事者とした訴訟事件の概況について、 4. 市職員の新型コロナウイルス感染について]
	午後 1:03	新型コロナウイルス対策特別委員会
24日 (水)	午前 9:15	議会運営委員会
	午前10:00	本会議 [委員会議案審査報告、議案審議]

	午前11:09	予算決算委員会
29日(月)	午後 1:30	定期監査講評、例月出納検査 [市役所会議室—鴻井監査委員]
30日(火)	午後 3:00	東京都十一市競輪事業組合臨時会 [京王閣競輪場—鴻井・結城議員]
< 7月 >		
7日(火)	午後 1:30	議会運営委員会
8日(水)	午前 9:30	都市計画審議会 [議会大会議室—阿部・井上・ぬのや・ひだ・榎澤・山田・山内議員]
9日(木)	午後 3:00	全国市議会議長会自治会町内会の縮小、解散問題に関する特別委員会 [都市センターホテル—久保議長、局長]
13日(月)	午前 9:30	病院事業会計決算審査・経営健全化審査、モーターボート競走事業会計決算審査・経営健全化審査、現地調査 [総合病院会議室、第3委員会室、市民球技場等—鴻井監査委員]
15日(水)	午前10:30	東京都後期高齢者医療広域連合議会議案説明会 [東京自治会館—野島議員]
16日(木)	午前10:00	新型コロナウイルス対策特別委員会
17日(金)	午前10:00	東京たま広域資源循環組合臨時会、全員協議会 [東京自治会館—鴨居議員]
	午後 3:00	東京都市議会議長会局長連絡会議 [東京自治会館—久保議長、局長]
27日(月)	午後 1:30	例月出納検査 [市役所会議室—鴻井監査委員]
29日(火)	午前 9:15	議会運営委員会
	午前10:00	本会議 [議案審議]
	午前10:14	予算決算委員会
	午後 1:50	総合病院立替特別委員会
30日(木)	午前11:00	西多摩地域広域行政圏協議会審議会代表者会議 [市役所会議室—久保議長]
	午後 1:30	東京都後期高齢者医療広域連合議会全員協議会・臨時会 [東京区政会館—野島議員]
31日(金)	午前10:00	福祉文教委員会行政視察 [学校給食センター]

議 長 会 の 動 き

東京都市議会議長会

5月29日（金） 定例総会（書面会議）

* 報告事項（了承）

会務報告 以下4件

* その他

- 1 令和2年度東京都市議会議長会研修計画について
- 2 令和2年度東京都市議会議長会事業計画について
- 3 令和2年度東京都市議会議長会関係役員について
- 4 東京都市議会議長会会員及び副議長・事務局長名簿

7月17日（金） 事務局長連絡会議

* 案件（了承）

- 1 各市提出議案について
- 2 都県提出議案について
- 3 東京都市議会議長会理事会及び8月定例総会の運営について

* 連絡事項

- 1 令和2年度東京都市議会議長会関係役員について
- 2 東京都市議会議長会会員及び副議長・事務局長名簿

* その他

全国市議会議長会

5月27日（水） 定期総会（書面会議）

* 表彰式

* 会議

1 報告（了承）

一般事務及び会計、地方行政委員会以下7委員会

(1) 平成30年度全国市議会議長会一般会計決算

歳 入 予算額 6億2401万4000円 決算額 6億1674万9414円

歳 出 予算額 6億2401万4000円 決算額 5億8322万4912円
差引残額 3352万4502円（翌年度へ繰り越し）

(2) 平成30年度全国市議会議長会表彰基金会計決算

歳 入 予算額 2400万2000円 決算額 2415万5604円
歳 出 予算額 2400万2000円 決算額 1524万7321円
差引残額 890万8283円（翌年度へ繰り越し）

(3) 平成30年度全国市議会議長会職員退職基金会計決算

歳 入 予算額 4010万3000円 決算額 3906万8112円
歳 出 予算額 4010万3000円 決算額 2752万2118円
差引残額 1154万5994円（翌年度へ繰り越し）

(4) 令和2年度全国市議会議長会一般会計予算

歳入、歳出ともに6億4684万8000円

(5) 令和2年度全国市議会議長会表彰基金会計予算

歳入、歳出ともに1990万2000円

(6) 令和2年年度全国市議会議長会職員退職基金会計予算

歳入、歳出ともに3010万2000円

2 議案審議（原案どおり決定）

〔部会提出議案〕

- (1) 東日本大震災からの早期復旧・復興について〔東北部会〕
- (2) 原子力発電所事故災害への対応について〔東北部会〕
- (3) 令和元年台風第19号災害からの復興・復旧について〔関東部会〕
- (4) 防災・減災対策の充実・強化について〔近畿部会〕
- (5) 北方領土問題の早期解決等について〔北海道部会〕
- (6) 日米地位協定の抜本的な改定及び在沖米軍基地の負担軽減について〔九州部会〕
- (7) 新たな過疎対策法の制定について〔中国部会〕
- (8) 地域運営組織への支援にかかる財政措置について〔東海部会〕
- (9) 空き家対策における財政支援等について〔北信越部会〕
- (10) 会計年度任用職員制度に係る財源措置について〔四国部会〕
- (11) 公共施設等適正管理推進事業債の措置期限の延長について〔北信越部会〕
- (12) 新型コロナウイルス感染症対策について〔四国部会〕
- (13) 地域医療体制の整備等について〔四国部会〕
- (14) がん検診への支援の充実について〔関東部会〕
- (15) 子ども医療費助成制度の創設について〔東海部会〕

- (16) 水道事業の広域連携に対する財政支援体制の確立について [中国部会]
- (17) 幼児教育・保育の無償化に伴う財源措置について（地方財政の充実強化を求めて） [近畿部会]
- (18) 少人数学級の推進に係る学級編制標準の見直し及び自治体の負担軽減について [九州部会]
- (19) 土砂の埋立てに関する法整備について [東海部会]
- (20) 道路交通網の整備推進について [東北部会]
- (21) 九州における高速交通網等の整備促進について [九州部会]
- (22) 北海道新幹線の建設促進について [北海道部会]
- (23) 北陸新幹線の整備促進について [北信越部会]
- (24) 並行在来線への支援措置について [北海道部会]
- (25) 鉄道駅におけるエレベーター設置等のバリアフリー化に対する支援について [中国部会]
- (26) 都市の緑を保全する施策への支援制度の拡充 [関東部会]
[会長提出議案]
- (1) 多様な人材の市議会への参画促進に関する決議（案）
- (2) 地方創生・地方分権改革の推進及び地方税財源の充実確保に関する決議（案）
- (3) 新型コロナウイルス対策に関する決議（案）
- (4) 頻発・激甚化する大規模災害等からの復旧・復興対策及び防災・減災対策等に関する決議（案）
- (5) 東日本大震災からの復旧・復興に関する決議（案）

3 役員改選（原案どおり決定）

7月9日（木） 自治会・町内会の縮小、解散問題に関する特別委員会

*講演 「町内自治会における諸課題と自治会の役割」

講師 山梨学院大学法学部特任教授 日高 昭夫 氏

*協議

- 1 都市と自治会・町内会等とに関係における論点（案）について
- 2 「都市と自治会等との関係に関する調査」（案）について
- 3 今後の運営について
- 4 その他

西多摩地区議長会

5月8日（金） 定例会議（書面会議）

* 報告（了承）

会務報告

* 議題

- 1 令和元年度西多摩地区議長会事業報告について（了承）
- 2 令和元年度西多摩地区議長会歳入歳出決算及び監査報告について（原案どおり認定）

歳入	予算額	40万2800円	決算額	40万2713円
----	-----	----------	-----	----------

歳出	予算額	40万2800円	決算額	10万5862円
----	-----	----------	-----	----------

差引残額 29万6851円（翌年度へ繰り越し）

- 3 令和2年度西多摩地区議長会事業計画（案）について（原案どおり決定）
- 4 令和2年度西多摩地区議長会歳入歳出予算（案）について（原案どおり決定）
歳入、歳出ともに45万6900円
- 5 西多摩地区議長会役員互選について（原案どおり決定）

会 長 羽村市議会議員

副会長 檜原村議会議員

監 事 福生市議会議員、瑞穂町議会議員

各種協議会等の動き

関東地区競艇主催地議会協議会

5月18日（月） 定期総会（書面会議）

* 報告事項（了承）

会務報告について

* 協議事項（原案どおり決定）

1 令和2年度関東地区競艇主催地議会協議会役員（案）について

会 長 東京都六市競艇事業組合議会議長

副会長 東京都三市収益事業組合議会議長、府中市議会議長

監 事 みどり市議会議長、戸田競艇企業団議会議長

理 事 埼玉県都市競艇組合議会議長、青梅市議会議長、
東京都四市競艇事業組合議会議長

2 令和2年度関東地区競艇主催地議会協議会歳入歳出予算（案）について

歳入、歳出ともに 292万9000円（青梅市議会負担金14万8000円）

* その他

全国競艇主催地議会協議会行事予定について

全国競艇主催地議会協議会

5月21日（木） 事務局長会議（書面会議）

* 協議事項（了承）

1 第153回役員会・第135回定期総会の運営について

2 令和元年度事務事業について

3 ボートレース事業の現状について

4 2020年度の重要施策事項について

5 令和2年度全国競艇主催地議会協議会歳入歳出予算について

6 令和2年度役員を選出について

7 その他

6月25日（木） 定期総会

* 会員異動報告

* 議事

- 1 令和元年度事務事業について（了承）
 - 2 ボートレース事業の現況について（了承）
 - 3 2020年度重要施策事項について（了承）
 - (1) 事業運営体制の強化
 - (2) 開催支援
 - (3) 売上・収益拡大
 - 4 令和2年度全国競艇主催地議会協議会歳入歳出予算について(原案どおり決定)
歳入、歳出ともに2620万7000円（青梅市議会分担金41万5000円）
- * 令和2年度役員を選任について（原案どおり決定）
- 会 長 東京都六市競艇事業組合議会議長
副会長 蒲郡市議会議長 以下4 議会議長
監 事 みどり市議会議長 以下5 議会議長

全国自治体病院経営都市議会協議会

5月12日（火） 定期総会（書面会議）

* 協議

- 1 令和元年度決算について（原案どおり決定）

歳 入	予算額	588万9854円	決算額	590万1368円
歳 出	予算額	588万9854円	決算額	505万8669円
差引残額	84万2699円（翌年度へ繰り越し）			
 - 2 令和2年度事業計画（案）について（原案どおり決定）
 - 3 令和2年度予算（案）について（原案どおり決定）
歳入、歳出ともに 575万6799円
- * 役員改選について（原案どおり決定）
- * 相談役の委嘱について（原案どおり決定）
- * 決議（案）について（原案どおり決定）

自治体病院は、地域医療の確保と住民福祉向上のため、議会の議決を経て設立され、公的医療機関でなければ対応することが困難な多くの不採算医療を担うなどの社会的使命を果たしている。

我々自治体病院を経営する都市の議会は、住民が安心して医療を受けられる環境の整備に全力を傾注しているところであるが、本格的な人口減少・超高齢社会においても地域に必要とされる良質な医療を継続的に提供していくためには、自治体病院の経営基盤の安定化を推進するとともに、医師の確保、医師偏在の解消が不可欠である。

よって、我々関係都市の議会は、ここに総力を結集し、国に対し、特に次の事項の実現について強く求めるものである。

記

- 一 地域医療の中核を担う自治体病院の経営基盤安定のため、特に小児医療、救急医療、精神科医療、へき地医療、高度医療、周産期医療など不採算部門に対する財政措置の拡充強化を図ること。
- 一 医師の地域偏在・診療科偏在を解消するため、医師不足地域への一定期間勤務の義務付けや、診療科ごとの必要専門医数の養成など医療提供体制の均てん化施策を早急に実行すること。
- 一 女性医師や女性看護職員が仕事と出産・育児を両立できるよう、院内保育所の整備や復職支援の充実など、継続して働ける職場環境の整備を促進すること。
- 一 医療従事者の働き方改革のため、医師事務作業補助者や看護補助者等の必要人員確保のほか、業務効率化に向けたICT導入経費等に対する財政支援措置を拡充すること。
- 一 新専門医制度の運用に当たっては、若手医師や女性医師、指導医が地方にバランスよく配置されるよう、必要な対策を講じること。
- 一 救急患者の受入不能という事態を防止するため、地域の現状を踏まえ、救急医療機関の受入能力の拡大など救急医療体制の確保・充実を図ること。
- 一 地域医療構想の推進に当たっては、自治体病院の果たす役割を踏まえ、地域医療の確保に努め、併せて十分な支援策を講じること。
- 一 大規模な自然災害が頻発する我が国の医療提供体制を確保するため、医療機関の地震災害・風水害・雪害対策等への支援を充実強化すること。
- 一 新型コロナウイルス感染症に関して、迅速かつ正確な情報提供を行うとともに、医療提供体制が機能不全に陥ることのないよう、感染症指定医療機関等に対する支援を強化すること。

以上、決議する。

三多摩上下水及び道路建設促進協議会

5月8日（金） 理事会・総会（書面会議）

○理事会

* 会務報告（了承）

* 協議事項（了承）

- 1 令和元年度三多摩上下水及び道路建設促進協議会歳入歳出決算の認定について
- 2 令和2年度三多摩上下水及び道路建設促進協議会歳入歳出予算（案）について
- 3 役員の選任について
- 4 総会決議（案）について
- 5 第58回総会の開催について

* その他

参考資料について

○総会

* 報告事項（了承）

1 会務報告

2 委員会報告

- (1) 第1委員会（上水）活動経過及び運動方針 東久留米市
- (2) 第2委員会（下水）活動経過及び運動方針 八王子市
- (3) 第3委員会（道路）活動経過及び運動方針 福生市

* 協議事項

- 1 令和元年度三多摩上下水及び道路建設促進協議会歳入歳出決算の認定について
（原案どおり認定）

歳入 予算額 173万3000円 決算額 173万2985円

歳出 予算額 173万3000円 決算額 70万8746円

差引残額 102万4239円（翌年度へ繰り越し）

- 2 令和2年度三多摩上下水及び道路建設促進協議会歳入歳出予算（案）について
（原案どおり決定）

歳入、歳出ともに 185万7000円

- 3 役員の選任について（原案どおり決定）

会 長 小金井市議会議長

副 会 長 小平市議会議長、西東京市議会議長、檜原村議会議長

監 事 町田市議会議長、日の出町議会議長

理 事 各市町村議会議長 24人

常任委員

第1委員会 委員長議会 武蔵村山市議会
副委員長議会 町田市議会、多摩市議会、日の出町議会

第2委員会 委員長議会 清瀬市議会
副委員長議会 福生市議会、府中市議会、稲城市議会

第3委員会 委員長議会 府中市議会
副委員長議会 多摩市議会、羽村市議会、東久留米市議会

4 総会決議（案）について（原案どおり決定）

三鷹・立川間立体化複々線促進協議会

7月15日（水） 総会（書面会議）

* 議事

- 1 令和元年度三鷹・立川間立体化複々線促進協議会事業報告（了承）
- 2 令和元年度三鷹・立川間立体化複々線促進協議会歳入歳出決算・監査報告（原案どおり認定）

歳入	予算額	623万202円	決算額	622万9246円
歳出	予算額	623万202円	決算額	66万3897円
差引残額	556万5349円（翌年度へ繰り越し）			

- 3 令和2年度三鷹・立川間立体化複々線促進協議会事業計画（案）（原案どおり決定）

JR中央線三鷹駅立川駅間連続立体交差事業については、三鷹駅から立川駅間の全区間において高架化が完了しました。

平成28年4月の交通政策審議会の「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」の答申では、地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクトに、中央線の複々線化が挙げられています。

本協議会では、連続立体交差事業と同時に都市計画決定しているものの整備未着手である複々線化等を促進するため、下記の事業計画を展開してまいります。

記

- 1 JR中央線三鷹・立川間の複々線化を促進するため、東京都や東日本旅客鉄道株式会社と継続して連携を図るとともに、引き続き、国・東京都・東日本旅客鉄道株式会社等関係機関に対し要請活動を展開する。
- 2 沿線市の主体的なまちづくり事業を推進するため、国、東京都への支援を

要請する。

3 青梅線立川・西立川間三線高架化事業を促進する。

4 事業計画、執行に関し連絡調整を行うほか、情報資料の収集等を行う。

4 令和2年度三鷹・立川間立体化複々線促進協議会歳入歳出予算(案)(原案どおり決定)

歳入、歳出ともに 629万4349円

5 役員改選(原案どおり決定)

* 総会決議

J R中央線三鷹駅立川駅間連続立体交差事業は、平成22年11月に高架化が完了したことで、18ヶ所の踏切が除却され、交通渋滞や踏切事故が解消するなど、大きな事業効果をもたらしている。また、沿線では再開発事業が進められるなど、まちづくりにも大きく寄与していることは、国、東京都をはじめ、地元国会議員、都議会議員の皆様、多大なるご尽力とご支援の賜であると、ここに深く感謝申し上げるものである。

一方、中央線の複々線化事業については、国の諮問機関である交通政策審議会が平成28年4月にとりまとめた「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」の答申において、「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」に挙げられているが、平成6年5月の都市計画決定以後、整備未着手となっている。

この事業は、依然として混雑率が高い中央線の混雑緩和といった利用者の利便性向上にとどまらず、東京都全体の防災力の強化につながるとともに、都市間連携の強化にも資するなど、事業の多方面にわたる意義はたいへん大きい。また、青梅線、五日市線の輸送力増強や都心へのアクセス利便性の向上にも資するものであり、多摩地域全体の振興のため、複々線化事業及び青梅線立川駅・西立川駅間の三線高架化事業については、一日も早く事業化されるよう強く望むものである。

多額の費用の確保などの課題があるものの、今後とも、国、東京都、東日本旅客鉄道株式会社及び関係機関に対し、引き続き事業促進を強く求めるとともに、促進協議会加盟市町村が一丸となって、沿線各市のまちづくりを進めるなど、事業促進に邁進することをここに宣言する。

右、決議する。

東京都三多摩地区消防運営協議会

5月12日（火） 通常総会（書面会議）

* 議事

- 1 令和元年度東京都三多摩地区消防運営協議会経過報告（了承）
- 2 令和元年度東京都三多摩地区消防運営協議会歳入歳出決算（原案どおり認定）
歳入 予算額 73万5000円 決算額 73万8611円
歳出 予算額 73万5000円 決算額 17万7789円
差引残額 56万 822円（翌年度へ繰り越し）
- 3 令和2年度東京都三多摩地区消防運営協議会歳入歳出予算(案)（原案どおり決定）
歳入、歳出ともに73万5000円

* 報告事項

令和2年度東京消防庁主要事業について 東京消防庁

多摩地域都市モノレール等建設促進協議会

7月15日（水） 総会（書面会議）

* 議事

- 1 令和元年度多摩地域都市モノレール等建設促進協議会事業報告（了承）
- 2 令和元年度多摩地域都市モノレール等建設促進協議会歳入歳出決算・監査報告（原案どおり認定）
歳入 予算額 331万4240円 決算額 331万3263円
歳出 予算額 331万4240円 決算額 66万3414円
差引残額 264万9849円（翌年度へ繰り越し）
- 3 令和2年度多摩地域都市モノレール等建設促進協議会事業計画(案)（原案どおり決定）

多摩都市モノレール事業は、平成12年1月に、多摩センター駅・上北台駅間の約16km区間が開業し、令和元年度においては、1日平均乗車人員が14万3千人を超えるなど、地域市民の足として着実に定着しております。

平成28年4月の交通政策審議会の「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」の答申では、地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクトとして、多摩都市モノレールの延伸が挙げられています。

本協議会では、引き続き関係機関と協力体制をとりながら、次の事業計画を展開してまいります。

記

- 1 全線93km間すべての事業採択へ向けた関係機関への強い働きかけを行う。
 - 2 箱根ヶ崎方面、町田方面、八王子方面の延伸の早期事業化に向け、東京都や多摩都市モノレール株式会社と継続して連携を図るとともに、引き続き、国・東京都・多摩都市モノレール株式会社等関係機関に対し要望活動を展開する。
 - 3 南北方面別の沿線市を中心とした事業促進に向けた活動を展開する。
 - 4 構想路線の早期事業化に向け、促進活動を行う。
 - 5 関連事業も含め、事業に必要な財源確保を、国及び東京都に対し、強く要請する。
 - 6 事業計画、執行に関し連絡調整を行うほか、情報資料の収集を行う。
- 4 令和2年度多摩地域都市モノレール等建設促進協議会歳入歳出予算(案) (原案どおり決定)

歳入、歳出ともに 349万 849円

* 総会決議

多摩都市モノレールは、平成12年1月に多摩センター駅・上北台駅間約16キロが全線開業し、多摩都市モノレール株式会社の様々なサービス向上の取組などにより、令和元年度の一日平均乗客数は14万3千人を超え、地域住民の足として定着していることは、まことに喜ばしい限りである。

これもひとえに国、東京都はもとより、地元国会議員、都議会議員の皆様の多大なるご尽力とご支援の賜であり、ここに深く感謝申し上げるものである。

今後、東京の都市力を一層高めていく必要性が増している中で、多摩都市モノレール事業は、多摩地域の振興や連携強化に寄与し、多摩自立都市圏の形成を図る上で重要な公共交通網の根幹をなすものとして、構想路線全線の早期事業化が強く望まれている。

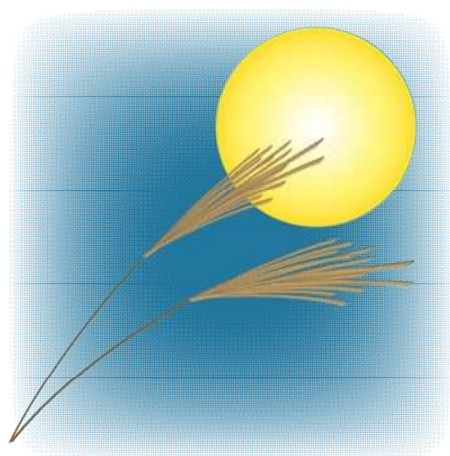
国の諮問機関である交通政策審議会が平成28年4月にとりまとめた「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」の答申において、多摩都市モノレールの「上北台から箱根ヶ崎」、「多摩センターから八王子」、「多摩センターから町田」への延伸が、「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」として挙げられており、早期の事業着手に向け、国、東京都、地元国会議員、都議会議員の皆様には更なるお力添えをお願いするものである。

また、本年度より東京都において、「上北台から箱根ヶ崎」に関する予算が新たに計上され、事業化に向けて現況調査及び基本設計等に着手することとしており、品

協議会としても大きな一歩と捉えている。

今後とも、多摩地域を相互に結ぶ多摩都市モノレール全線93キロの早期開業を期するため、国、東京都及び関係機関に対し、引き続き事業促進を強く求めるとともに、促進協議会加盟の多摩地域全市町村が一致協力し、事業の促進に全力で取り組むことをここに宣言する。

右、決議する。



青梅市議会新着図書目録

分類番号	書名	著者(編者)	発行所	発行年	判型
288	皇室 OurImperialFamily(第86号) 令和2年春号	日本文化興隆財団	扶桑社	令2	A4 変形
288	皇室 OurImperialFamily(第87号) 令和2年夏号	日本文化興隆財団	扶桑社	令2	A4 変形
318	青梅市議会会議録 平成31年・令和元年	—	青梅市議会	令2	A4
318	第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略	青梅市企画部 企画政策課	青梅市	令2	A4
318	情報公開事務の手引	—	青梅市	31	A4
318	個人情報保護事務の手引	—	青梅市	31	A4
332	青梅市財政白書	青梅市	青梅市企画部 財政課	令2	A4
369	2019 子育て支援ガイドブック	—	青梅市子ども家庭部 子ども家庭支援課	令元	A6
369	2020 子育て支援ガイドブック	—	青梅市子ども家庭部 子ども家庭支援課	令2	A6
374	青梅市学校給食センター施設整備基本 計画	—	青梅市	令2	A4
498	東京都医師確保計画	東京都福祉保健局 医療政策部医療人事課	東京都福祉保健局 医療政策部医療人事課	令2	A4
498	東京都外来医療計画	東京都福祉保健局 医療政策部医療政策課	東京都福祉保健局 医療政策部医療政策課	令2	A4
518	青梅市下水道事業経営戦略	青梅市	青梅市	令2	A4
518	青梅市高校下水道ストックマネジメント計 画概要版	青梅市環境部 下水工務課	青梅市	令2	A4
519	第4次青梅市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)市職員による環境負荷低減 のための率先行動計画 令和2～6年度	青梅市環境部 環境政策課	青梅市	令2	A4
916	青梅・羽村ピースメッセンジャーレポート 2019～新しい友達と平和の大切さを 学び感じる旅～	青梅・羽村子ども 体験塾実行委員会	青梅・羽村 子ども体験塾	令元	A4

要綱・要領等の制定、改廃の状況

＜令和2年5月～8月1日現在＞

件名	区分	所管
青梅市市民ホールに関する懇談会設置要綱	制定	企画政策課
青梅市市民ホールに関する懇談会市民委員選考要綱	制定	企画政策課
青梅市新型コロナウイルス感染症対策公民連携事業支援金交付要綱	制定	企画政策課
青梅市寄付金の取扱いに関する要綱	改正	財政課
青梅市基幹系業務システム再構築業務にかかる指名型プロポーザル選定委員会設置要綱	制定	情報システム課
青梅市会計年度任用職員取扱要綱	改正	職員課
青梅市障害者嘱託職員設置要綱	廃止	職員課
令和2年度新型コロナウイルス感染症対策地域避難施設環境整備補助金交付要綱	制定	防災課
青梅市コミュニティ助成事業実施要綱	制定	市民活動推進課
一般コミュニティ事業補助金交付基準	廃止	市民活動推進課
青梅市国民健康保険税における新型コロナウイルス感染症にかかる青梅市国民健康保険税減免取扱要綱の特例に関する要綱	制定	保険年金課
青梅市スズメバチ等の巣除去費補助金交付要綱	制定	環境政策課
青梅市し尿処理施設管理運営懇談会設置要綱	廃止	清掃リサイクル課
青梅市特別定額給付金給付事業推進本部設置要綱	制定	福祉総務課
令和2年度青梅市特別定額給付金給付事業実施要綱	制定	福祉総務課
青梅市プレミアム付商品券事業推進本部設置要綱	廃止	福祉総務課
青梅市プレミアム付商品券事業実施要綱	廃止	福祉総務課
青梅市高齢者憲章庁内検討委員会設置要綱	制定	高齢者支援課
令和2年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策青梅市買物代行サービス事業実施要綱	制定	高齢者支援課
青梅市高齢者虐待防止ネットワーク連絡会設置要綱	改正	高齢者支援課
青梅市妊婦への新型コロナウイルス感染予防対策にかかる育児パッケージ配布事業実施要綱	制定	健康課
青梅市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱	改正	健康課

件 名	区 分	所 管
青梅市ブックスタート事業実施要綱	改 正	健 康 課
青梅市未熟児養育医療給付事業実施要綱	改 正	健 康 課
令和2年度新型コロナウイルス感染症対策青梅市子育て世帯生活支援臨時給付金支給事業実施要綱	制 定	新型コロナウイルス感染症対策給付金担当
令和2年度青梅市私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付要綱	制 定	子育て推進課
令和2年度青梅市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業実施要綱	制 定	子育て推進課
新型コロナウイルス感染症の経済対策におけるひとり親家庭支援事業実施要綱	制 定	子育て推進課
令和2年度新型コロナウイルス感染症対策青梅市ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業実施要綱	制 定	子育て推進課
青梅市保育所運営費等支弁要綱	改 正	子育て推進課
青梅市「子供の食の確保」緊急対応事業補助金交付要綱	制 定	子ども家庭支援課
青梅市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱	改 正	子ども家庭支援課
青梅市「子供の食の確保」緊急対応事業補助金交付要綱	改 正	子ども家庭支援課
令和2年度新型コロナウイルス感染症対策青梅市プレミアム付商品券事業実施要綱	制 定	商工観光課
青梅市商店街等活性化事業補助金交付要綱	改 正	商工観光課
令和2年度新型コロナウイルス感染症対策青梅市野菜等自動販売機購入等補助金交付要綱	制 定	農林水産課
青梅市農家開設型市民農園整備費補助金交付要綱	改 正	農林水産課
青梅市農地の創出・再生支援事業補助金交付要綱	改 正	農林水産課
青梅市農業次世代人材投資資金交付要綱	改 正	農林水産課
青梅市特別融資制度推進会議設置要綱	改 正	農林水産課
青梅都市計画区域における都市計画道路および都市計画公園・緑地に関する都市計画法第53条第1項の許可取扱基準	改 正	都市計画課
青梅市災害義援金受理および管理に関する要領	制 定	会 計 課
青梅市学校事務会計年度任用職員取扱要綱	廃 止	教育総務課
令和2年度新型コロナウイルス対策就学援助給食費特別支援金交付要綱	制 定	学 務 課
青梅市青少年専門相談員取扱要綱	改 正	学 務 課

件 名	区 分	所 管
青梅市立学校に勤務する会計年度任用職員の兼業および兼職に関する要綱	制 定	指 導 室
青梅市新生涯学習施設（仮称）建設検討委員会設置要綱	廃 止	社 会 教 育 課
青梅市文化交流センター会計年度任用職員取扱要綱	廃 止	社 会 教 育 課



制定された要綱・要領

青梅市市民ホールに関する懇談会設置要綱

1 設置

東青梅1丁目地内諸事業用地等の利活用における主要な施設の一つである市民ホール（以下「市民ホール」という。）に関する事項の検討に当たり、市民、利用者、有識者等の意見を幅広く取り入れることを目的として、市民ホールに関する懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

2 所掌事項

懇談会は、次に掲げる事項について、必要な意見交換等を行う。

- (1) 市民ホールの機能や形態に関すること。
- (2) その他市民ホールに関すること。

3 組織

懇談会は、次に掲げる者につき、青梅市長（以下「市長」という。）が委嘱する委員13人をもって組織する。

- (1) 文化・芸術に造詣の深い有識者 4人
- (2) 青梅市文化団体連盟から選出された者 1人
- (3) 青梅市文化交流センター生涯学習コーディネーター 1人
- (4) 青梅商工会議所から選出された者 1人
- (5) 市民代表 6人

4 会長および副会長

- (1) 懇談会に会長および副会長を置く。
- (2) 会長および副会長は、委員が互選する。
- (3) 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- (4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

懇談会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

6 意見の聴取等

会長は、懇談会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

7 報告

会長は、懇談会の経過および意見等を取りまとめた結果を市長に報告する。

8 任期

委員の任期は、委嘱の日から前項の規定による結果の報告のあった日までとし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

9 庶務

懇談会の庶務は、企画政策担当課において処理する。

10 その他

この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、懇談会が定める。

11 実施期日等

この要綱は、令和2年6月23日から実施し、第7項の規定による結果の報告のあった日の翌日をもって廃止する。

青梅市市民ホールに関する懇談会市民委員選考要綱

1 目的

この要綱は、東青梅1丁目地内諸事業用地等の利活用における主要な施設の一つである青梅市市民ホール（以下「市民ホール」という。）に関する懇談会設置要綱（令和2年5月28日実施）第3項に規定する委員のうち、市民代表委員（以下「委員」という。）について無作為抽出方式による公募を実施し、選考することに関して必要な事項を定め、もって公平な選考を実施することを目的とする。

2 委員候補者の抽出

別に定める基準日において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）にもとづき青梅市（以下「市」という。）の住民基本台帳に記録されている者から、次に掲げる区分ごとに、男女各100人、合計600人を無作為に抽出し、委員の候補者とする。

- (1) 16歳から39歳までの者
- (2) 40歳から59歳までの者
- (3) 60歳以上の者

3 応募資格

委員に応募することができる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市の区域内に住所を有し、居住していること。
- (2) 市民ホールに関心があり、懇談会への出席が可能であること。
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号に該当しないこと。

- (4) 青梅市職員でないこと。
- (5) 市の他の付属機関等の委員でないこと。
- (6) 前項による委員の候補者に抽出されたものであること。

4 応募方法

委員に応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、次に掲げる事項を記載したものを、持参、郵便、ファクシミリまたは電子メールにより青梅市長に提出する。

- (1) 住所、氏名、生年月日、性別、職業および電話番号
- (2) 応募の動機（200字以内）

5 選考委員会の設置

- (1) 委員を選考するため、青梅市市民ホールに関する懇談会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。
- (2) 選考委員会は次に掲げる者をもって構成する。

ア 委員長 企画部長

イ 副委員長 施設担当部長

ウ 委員 企画政策課長、商工観光課長および社会教育課長

6 選考方法等

- (1) 選考方法は、書類審査とする。
- (2) 書類審査の結果、合格者が募集人数を超えた場合には公開抽選により決定する。
なお、選考区分については、第2項における各区分から男女各1名とする。
- (3) 選考結果は、応募者宛てに書面で通知する。

7 再公募および公募の例外

次に掲げる事由に該当するときは、再公募を行うものとする。ただし、日程に余裕がないなど特別な事情があるときは、公募によらないで委員を選任することができる。この場合において選任する者の決定は選考委員会とする。

- (1) 公募期間に応募がなかったとき。
- (2) 応募者が募集人数に満たなかったとき。
- (3) 応募者全員または一部が応募資格を満たしておらず、募集人数に満たなかったとき。

8 失職

委員は、第3項第1号から第5号までに掲げる応募資格要件を満たさなくなったときはその資格を失う。

9 庶務

委員の募集および選考に関する庶務は、企画政策担当課が行う。

10 その他

この要綱に定めるもののほか、公募委員の選考に関し必要な事項は、選考委員会
が定める。

11 実施期日等

この要綱は、令和2年6月23日から実施し、青梅市市民ホールに関する懇談会
設置要綱の廃止の日をもって廃止する

青梅市新型コロナウイルス感染症対策公民連携事業支援金交付要綱

1 趣旨

この要綱は、民間事業者の知識や技術等を活用した公民連携による、新型コロナ
ウイルス感染抑止のための新しい生活様式の普及促進等に向けた課題解決に必要な
経費に対し、市が予算の範囲内で青梅市新型コロナウイルス感染症対策公民連携
事業支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて必要な事項を定め
るものとする。

2 支援対象事業

支援の対象となる事業は、青梅市公民連携基本指針（令和元年11月5日実施。
以下「基本指針」という。）にもとづき事業者と市が連携して実施する事業の内、
新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う地域の課題解決に資する事業（以下
「連携事業」という。）をいう。

3 支援対象事業者

支援の対象となる事業者は、次に掲げる要件を全て満たす連携事業を実施する法
人または個人事業者とする。

- (1) 自己の提案にかかる事業を遂行する能力を有しているもの
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当し
ないと認められるもの
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排
除されていないもの
- (4) 青梅市競争入札等参加有資格者指名停止基準（平成19年4月1日実施）によ
る指名停止を受けていないもの
- (5) 青梅市暴力団排除条例（平成24年条例第17号）第2条第1号に規定する暴
力団でなく、同条第2号に規定する暴力団員または同条第3号に規定する暴力団
関係者を構成員としないもの

4 支援対象経費

支援対象経費は、連携事業の実施に伴う経費の内、消耗品費、印刷製本費、施設整備費等の経費であって、原則として事業を始めるに当たり必要な費用（以下「初期経費」という。）とする。ただし、次に該当するものは、対象としない。

- (1) 事業者運営にかかる人件費
- (2) 施設の維持管理にかかる経費
- (3) 会議等の飲食費
- (4) 事業者の構成員のみを対象とした講座等にかかる研修費
- (5) その他初期経費に直接関わらない経費または社会通念上適切でない経費

5 支援金の額

支援金の額は、前項の支援対象経費の額（1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）とする。ただし、その額が100万円を超えるときは100万円を限度とする。

6 交付申請

支援金の交付を希望する事業者（以下「交付申請者」という。）は、青梅市新型コロナウイルス感染症対策公民連携事業支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに青梅市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 登記簿謄本
- (4) その他市長が必要と認める書類

7 交付または不交付の決定

- (1) 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、申請内容を審査の上交付の可否を決定し、審査結果を青梅市新型コロナウイルス感染症対策公民連携事業支援金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により、交付申請者に通知するものとする。
- (2) 前号の場合において、市長は必要な条件を付することができる。

8 事業の変更等

- (1) 支援金の交付の決定を受けた事業者（以下「支援対象事業者」という。）は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ青梅市新型コロナウイルス感染症対策公民連携事業支援金（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第3号）により承認を受けなければならない。ただし、あらかじめ市長の了承を得た軽微なものについては、この限りではない。

ア 第6項の規定により提出した事業計画書および収支予算書の内容を変更しようとするとき。

イ 連携事業を中止し、または廃止しようとするとき。

(2) 市長は、前号の申請があったときは、その内容を審査し、連携事業の変更または中止もしくは廃止を承認したときは、その旨を青梅市新型コロナウイルス感染症対策公民連携事業支援金（変更・中止・廃止）承認書（様式第4号）により、申請をした支援対象事業者に通知するものとする。

9 実績報告

(1) 支援対象事業者は、連携事業が完了したとき、または支援金の交付決定にかかる会計年度が終了したときは、当該完了の日または当該会計年度終了の日から15日以内に、青梅市新型コロナウイルス感染症対策公民連携事業支援金実績報告書（様式第5号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

ア 実績報告書

イ 収支決算書

ウ 領収書の写し

エ その他市長が必要と認めるもの

(2) 市長は、前号の実績報告書を受けたときは、実績報告書を審査し、必要があると認めたときは、その報告にかかる連携事業の成果が、支援金の交付決定の内容に適合するかどうかの調査をするものとする。

10 支援金の額の確定

市長は、前項第2号の規定により、連携事業の成果が支援金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき支援金の額を確定し、青梅市新型コロナウイルス感染症対策公民連携事業支援金交付額確定通知書（様式第6号）により、支援対象事業者に通知するものとする。

11 支援金の支払および請求

(1) 市長は、前項の規定によりその額が確定した後において、支援金を交付するものとする。

(2) 前号の規定により補助金の交付を受けようとする支援対象事業者は、青梅市新型コロナウイルス感染症対策公民連携事業支援金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(3) 前2号の規定にかかわらず、市長は、支援金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金の全部または一部について、概算払をすることができる。

- (4) 前号の規定により補助金の概算払を受けようとする支援対象事業者は、青梅市新型コロナウイルス感染症対策公民連携事業支援金概算払請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。
- (5) 支援対象事業者は、支援金の概算払を受けた場合において、第9項の実績報告書に添えて青梅市新型コロナウイルス感染症対策公民連携事業支援金概算払精算書（様式第9号）を市長に提出し、速やかに支援金を精算しなければならない。
- (6) 市長は、第2号または第4号の規定により補助金の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

12 交付決定の取消し

- (1) 市長は、支援対象事業者が次のいずれかに該当した場合は、支援金の交付の決定の一部または全部を取り消すものとする。
 - ア 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。
 - イ 支援金を当該連携事業以外の用途に使用したとき。
 - ウ 前項の規定により連携事業の変更または中止もしくは廃止の承認を受け、支援金交付の必要がなくなったとき。
- (2) 市長は、前号の規定により取消しをしたときは、青梅市新型コロナウイルス感染症対策公民連携事業支援金交付決定取消通知書（様式第10号。以下「取消通知書」という。）により、速やかに当該支援対象事業者に通知する。

13 支援金の返還

- (1) 市長は、前項の規定により支援金の交付の決定を取り消した場合において、連携事業の当該取消しにかかる部分について、すでに支援金が交付されているときは、取消通知書により、期限を定めてその返還を支援対象事業者に命ずる。
- (2) 市長は、第10項の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

14 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

15 実施期日等

- (1) この要綱は、令和2年6月30日から実施し、令和3年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された支援金に関して、この要綱の失効後に必要となる実績報告、支援金の返還等の手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

青梅市基幹系業務システム再構築業務にかかる 指名型プロポーザル選定委員会設置要綱

1 設置

現行の青梅市基幹系業務システム（以下「システム」という。）は、平成27年5月から稼働を開始し5年が経過するところであり、新たなシステムを令和4年1月から導入する計画である。

新たなシステムを導入するに当たり、最も適した者の選定を厳正かつ公正に行うため、青梅市基幹系業務システム再構築業務にかかる指名型プロポーザル選定委員会（以下「委員会」）を設置する。

2 所掌事務

委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実施方法をまとめた実施要領に関すること。
- (2) 企画提案書等の審査および契約の相手方となる候補者の選定に関すること。

3 組織

委員会は、それぞれ次の職にある者をもって組織する。

- (1) 委員長 企画部長
- (2) 副委員長 情報システム課長および市民課長
- (3) 委員 企画政策課、情報システム課、市民課、保険年金課、市民税課、資産税課、収納課、介護保険課、学務課および選挙管理委員会事務局の係長職各1名

4 委員長、副委員長の職務および代理

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指定する副委員長がその職務を代理する。

5 会議

委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

6 意見の聴取等

委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の職員等の出席を求めて意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

7 報告

委員長は、委員会で選定した結果をまとめ、青梅市基幹系業務システム検討委員会に報告する。

8 庶務

委員会の庶務は、情報システム課において処理する。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

10 実施期日等

この要綱は、令和2年4月1日から実施し、第7項の規定にもとづき選定した結果を市長および青梅市基幹系業務システム検討委員会に報告した日の翌日をもって廃止する。

令和2年度新型コロナウイルス感染症 対策地域避難施設環境整備補助金 交付要綱

1 目的

この要綱は、地域住民が自主的に地域の集会施設等を避難施設（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項および第49条の7第1項の規定にもとづき、青梅市長（以下「市長」という。）が定める避難場所および避難所を除く。以下同じ。）として開設および運営するために要する費用を補助することについて必要な事項を定め、もって地域の自主防災組織の活動を支援するとともに、災害等の避難時における密集を避けることにより、新型コロナウイルス感染症の感染防止に資することを目的とする。

2 補助対象者

令和2年度新型コロナウイルス感染症対策地域避難施設環境整備補助金（以下「補助金」という。）は、別表に掲げる自主防災組織に交付するものとする。

3 補助対象経費

補助金の交付対象となる経費は、第1項の目的を達成するために行う避難施設の環境整備に必要な次の費用とする。

- (1) 資機材購入費
- (2) 開設および運営に要する訓練ならびに周知啓発にかかる経費
- (3) その他市長が必要と認めるもの

4 補助金の額

補助金の額は、予算の範囲内において市長が定める額とする。

5 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする自主防災組織の長（以下「申請者」という。）は、令和2年度新型コロナウイルス感染症対策地域避難施設環境整備補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

6 交付の決定

市長は、申請書の提出を受けた場合は、速やかに申請の内容を審査し、交付を適当と認めたときは交付の決定をし、令和2年度新型コロナウイルス感染症対策地域避難施設環境整備補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

7 補助金の使途条件

- (1) 補助金の交付を受けた自主防災組織の長（以下「交付決定者」という。）は、第3項に規定する対象経費以外に補助金を流用してはならない。
- (2) 交付決定者は、補助事業の内容を変更しようとするとき、または中止し、もしくは廃止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

8 実績報告

交付決定者は、補助金の使途について、補助金の交付決定にかかる会計年度の3月31日までに令和2年度新型コロナウイルス感染症対策地域避難施設環境整備補助金補助事業実績報告書（様式第3号）により市長に報告しなければならない。

9 補助金の額の確定

市長は、前項の規定による実績報告書を受けたときは、その内容を審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、令和2年度新型コロナウイルス感染症対策地域避難施設環境整備補助金確定通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

10 補助金の返還

市長は、交付決定者がこの要綱に違反したときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消し、すでに交付してある補助金の返還を命ずることができる。

11 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

12 実施期日等

- (1) この要綱は、令和2年7月29日から実施し、同年4月1日から適用する。ただし、令和3年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる実績報告、補助金返還等の手続に関しては、なお従前の

例による。

別表（第2項関係）

組 織 名	事 務 局 の 所 在 地
青梅地区防災対策委員会	東京都青梅市上町374番地
	青梅市民センター内
長淵地区防災対策委員会	東京都青梅市長淵6丁目492番地の1
	長淵市民センター内
大門地区防災対策委員会	東京都青梅市大門2丁目288番地
	大門市民センター内
梅郷地区防災対策委員会	東京都青梅市梅郷3丁目749番地の1
	梅郷市民センター内
三田地区自主防災対策委員会	東京都青梅市沢井2丁目682番地
	沢井市民センター内
小曾木地区自主防災組織連絡 会	東京都青梅市小曾木3丁目1656番地の1
	小曾木市民センター内
成木地区防災対策委員会	東京都青梅市成木4丁目644番地
	成木市民センター内
第八支会地区防災対策委員会	東京都青梅市師岡町3丁目9番地の6
	東青梅市民センター内
新町末広町地区自主防災対策 委員会	東京都青梅市新町4丁目17番地の1
	新町市民センター内
河辺地区防災対策委員会	東京都青梅市河辺町6丁目18番地の1
	河辺市民センター内
第11支会地区防災対策委員会	東京都青梅市今井2丁目908番地の1
	今井市民センター内

青梅市コミュニティ助成事業実施要綱

1 目的

この要綱は、一般財団法人自治総合センター（以下「センター」という。）が一般コミュニティ助成事業の対象として交付する助成金を財源として、青梅市（以下

「市」という。)が市民組織の活動に直接必要な設備等(以下「設備等」という。)の整備を予算の範囲内で助成することについて、必要な事項を定め、もって地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的とする。

2 助成対象団体

青梅市コミュニティ助成事業(以下「助成事業」という。)の対象団体は、青梅市自治会振興交付金交付要綱(平成11年4月1日実施)第2項に規定する支会およびその構成自治会とする。

3 助成対象事業

助成事業の対象となる事業は、センターが定める一般コミュニティ助成事業の対象となる事業とする。

4 助成金の額

助成金の額は、100万円から250万円までの範囲内において予算で定める額とする。

5 助成申請

助成事業の助成を受けようとする団体(以下「申請団体」という。)は、青梅市コミュニティ助成事業助成申請書(様式第1号)を青梅市長(以下「市長」という。)に提出しなければならない。この場合において、複数の助成対象団体の設備等の整備にかかる助成申請を取りまとめて1つの団体が申請するときは、当該申請にかかる申請団体は支会に限るものとする。

6 助成決定

市長は、前号の規定による助成申請を受けたときは、その内容を審査の上、助成の可否を決定し、青梅市コミュニティ助成事業助成承認(不承認)決定通知書(様式第2号)により、申請団体に通知するものとする。

7 助成金の支払等

- (1) 市長は、前項の規定により助成承認決定を受けた申請団体からの請求にもとづき、助成金の支払を行うものとする
- (2) 前号の規定にかかわらず、市長は、第5項後段の規定による支会からの申請について助成するときは、前号の助成金の交付に代えて、当該設備等を直接購入し、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(昭和39年条例第9号)第7条第1号の規定にもとづき、申請団体に無償譲渡するものとする。

8 譲渡の受入れ

前項第2号の規定にもとづき無償譲渡を受けた申請団体は、青梅市コミュニティ助成事業設備等無償譲渡受入承諾書(様式第3号)を、遅滞なく市長に提出しなければならない。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、助成事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

10 実施期日等

(1) この要綱は、令和2年6月30日から実施し、令和2年度以後に実施する助成事業から適用する。

(2) 一般コミュニティ事業補助金交付基準(平成5年4月1日実施)は、廃止する。

青梅市国民健康保険税における新型コロナウイルス感染症にかかる青梅市国民健康保険税減免取扱要綱の特例に関する要綱

1 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯にかかる青梅市国民健康保険税条例(平成10年条例第35号)第23条による国民健康保険税(以下「保険税」という。)の減額または免除(以下「減免」という。)の取扱について、青梅市国民健康保険税減免取扱要綱(昭和60年4月1日実施)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

2 減免の対象となる世帯

減免の対象となる世帯は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当する場合は、第1号を適用するものとする。

(1) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次のアからウまでの全てに該当する世帯

ア 事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 前年の地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額(地方税法第314条の2第1項各号および第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額。)の合計額(以下「合計所得金額」という。)が1千万円以下であること。

ウ 減少することが見込まれる事業収入等にかかる所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

3 減免の対象となる保険税

(1) 減免の対象となる保険税は、令和元年度分および令和2年度分の保険税であつて、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものとする。

(2) 前号の規定にかかわらず、資格取得日から14日以内に加入手続が行われなかったため、令和2年1月分以前の保険税の納期限が令和2年2月1日以降に設定されている場合については、令和2年2月分以降の保険税とする。

4 減免額の算定

減免額については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、算定された保険税の減免額に100円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(1) 第2項第1号に該当する世帯 全額

(2) 第2項第2号に該当する世帯 別表第1により算定した対象保険税額に、別表第2の区分に応じた減免割合を乗じて得た額

5 その他

この要綱に定めるもののほか、減免の特例に関し必要な事項は、市長が別に定める。

6 実施期日等

この要綱は、令和2年7月6日から実施し、同年2月1日から適用する。

別表第1（第4項関係）

対象保険税額 = $A \times B / C$
A : 当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額
B : 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等にかかる前年の所得額
C : 被保険者の属する世帯の主たる生計維持者および当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年合計所得金額

別表第2（第4項関係）

前年の合計所得金額	減額または免除の割合
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1千万円以下であるとき	10分の2

備考

- 1 世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税額の全部を免除する。
- 2 地方税法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「非自発的失業者」という。）に該当することにより、現行の非自発的失業者の保険税の軽減制度の対象となる者については、まず前年の給与所得を100分の30とみなすことにより当該保険税軽減を行い、今回の措置による給与収入の減少に伴う保険税の減免は行わない。ただし、非自発的失業者の給与収入の減少に加えて、その他の事由による事業収入等の減少が見込まれるため、保険税の減免を行う必要がある場合には、次の(1)および(2)により合計所得金額を算定する。
 - (1) 別表第1のCの合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者の保険税軽減制度を適用した後の所得を用いる。
 - (2) 別表第2の合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者の保険税軽減制度による軽減前の所得を用いる。

青梅市スズメバチ等の巣除去費補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、スズメバチ等（スズメバチ類、アシナガバチ類およびミツバチ類をいう。以下同じ。）の巣（スズメバチ等が現に出入りをしており、住みかとしている巣をいう。以下同じ。）の除去に要する防護服の無料貸出しを停止することに伴う代替措置として、当該除去に要する経費を補助することについて必要な事項を定め、もって市民のスズメバチ等による被害を防止し、安全な生活環境を保持することを目的とする。

2 補助対象者

青梅市スズメバチ等の巣除去費補助金（以下「補助金」という。）の対象者は、

スズメバチ等の巣の除去を専門業者に依頼して実施したものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内において土地または建物を所有、管理または占有する者で、当該土地または建物内外に営巣したスズメバチ等の巣を除去したもの
- (2) スズメバチ等が営巣している市内に存する土地または建物に隣接する建物に居住するもので、当該土地または建物の所有者等からスズメバチ等の巣の除去に関する事項の委任を受け実施したもの
- (3) スズメバチ等が営巣している市内に存する土地または建物の周辺地域の者で、所有者または管理者の特定が困難または、直ちに対応が取れないため、市内に存する土地または建物に営巣しているスズメバチ等の巣を自ら除去したもの。

3 補助金の額

補助金の額は、スズメバチ等の巣の除去に要した費用から、スズメバチ等の巣を除去する際に生じた、土地または建物の滅失、き損もしくは事故等（第三者に対する事故を含む。）にかかる付随費用を控除した額とし、同一補助対象者（世帯を同じくする者を含む。）への交付は、同一年度において1回、1万円を限度とする。

4 交付申請

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、スズメバチ等の巣の除去を完了し、補助金の交付を受けようとするときは、青梅市スズメバチ等の巣除去費補助金交付申請・実績報告書（様式第1号）に関係書類を添えて当該除去を完了した日の属する年度内に青梅市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

5 交付決定

市長は前項の申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付可否について、青梅市スズメバチ等の巣除去費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

6 補助金の支払

- (1) 前項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、青梅市スズメバチ等の巣除去費補助金交付請求書（様式第3号）により、市長に補助金の請求をしなければならない。
- (2) 市長は前号の規定により補助金の請求を受けたときは、速やかに補助金を支払うものとする。

7 交付決定の取消し

市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付の決定の内容に違反したとき。
- (2) その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

8 補助金の返還

補助決定者は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において、当該取消しにかかる部分についてすでに補助金の交付を受けているときは、市長の指定する期日までに当該補助金を返還しなければならない。

9 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

10 実施期日等

この要綱は、令和2年5月28日から実施し、本事業の終了について市長に報告をした日の翌日にその効力を失うものとする。

青梅市特別定額給付金給付事業推進本部設置要綱

1 設置

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和2年4月20日閣議決定）にかかる特別定額給付金給付事業（以下「事業」という。）における実施方法等を検討するため、青梅市特別定額給付金事業推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

2 所掌事項

本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事業の円滑な執行を図るための方策および実施にかかる全庁的な調整に関すること。
- (2) 事業に関する市民への周知方法に関すること。
- (3) その他事業にかかる重要事項に関すること。

3 組織

本部は、それぞれ次の職にある者をもって組織する。

- (1) 本部長 健康福祉部長
- (2) 副本部長 企画部長および会計管理者
- (3) 本部員 企画政策課長、情報システム課長、総務契約課長、職員課長、市民安全課長、市民課長、収納課長、福祉総務課長、子育て推進課長および子ども家庭支援課長

4 本部長および副本部長

(1) 本部長は、本部を統括する。

(2) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長が議長となる。

6 意見聴取

本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を本部の会議に出席させ、意見を聴くことができる。

7 報告

本部長は、必要に応じて事業の進捗状況を青梅市長に報告する。

8 庶務

本部の庶務は、福祉総務課において処理する。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が別に定める。

10 実施期日等

この要綱は、令和2年4月28日から実施し、事業の終了した日の翌日をもって廃止する。

令和2年度青梅市特別定額給付金給付事業実施要綱

1 目的

この要綱は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和2年4月20日閣議決定）の趣旨を踏まえ、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金給付事業（以下「給付事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 給付対象者

特別定額給付金の給付対象者（以下「給付対象者」という。）は、令和2年4月27日（以下「基準日」という。）において、青梅市（以下「市」という。）の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定にもとづき住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて住民基本台帳に記録されることとなったものお

よび基準日以前に出生した戸籍を有しない者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、住民基本台帳に記録されている者に準ずるものとして青梅市長（以下「市長」という。）が認めるものを含む。）とする。

3 給付額

特別定額給付金の給付額は、給付対象者1人につき10万円とする。

4 申請および受給権者

特別定額給付金の申請および受給権者（以下「申請・受給権者」という。）は、その者の属する世帯の世帯主（ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難い場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者））とし、次の各号に掲げるものについて、当該各号に掲げる条件を満たすときは同様の取扱いとする。

- (1) DV等避難者 配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別にして
る者（婦人相談所一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。）または婦人保護
施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族など、当該入所者が属する世帯の
者が加害者であって、当該親族と生
計を別にしてしている入所者を含む。）（以下「DV等避難者」という。）

およびその同伴者であって、基準日において居住地である市に住民票を移してい
ないものが、次に掲げるアからウまでの要件のいずれかを満たしている旨を市に
申し出た場合

ア その配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法
律（平成13年法律第31号）第10条にもとづく保護命令（同条第1項第1
号にもとづく接近禁止命令または同項第2号にもとづく退去命令）が出されて
いること。

イ 婦人相談所による配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書（婦人相
談所以外の配偶者暴力対応機関（行政機関や関係機関と連携してDV被害者支
援を行っている民間支援団体も含む。）が発行した確認書を含む。また、親族
からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所または婦人保護施設に入所してい
る者に婦人相談所により発行される配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証
明書と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されていること。

ウ 基準日の翌日以降に住民票が市へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和
42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）にもとづく支援措置の対象
となっていること。

(2) 施設入所等児童等

次に掲げるアからカまでのいずれかに該当する児童等（児童（基準日時点で満18歳に満たない者（平成14年4月28日以降に生まれた者）をいう。以下同じ。）および児童以外の者（児童以外の基準日において、原則として満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者（疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。））をいう。以下同じ。）（以下「施設入所等児童等」という。）であって、基準日において、当該施設入所等児童等が入所等している施設等（市の区域内（以下「市内」という。）に所在するものに限る）の所在地にその住民票を移していない者

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により同法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者または同法に規定する里親に委託されている児童等（保護者（同法に規定する里親に規定する保護者をいう。）の疾病、疲労その他の身体上もしくは精神上または環境上の理由により家庭において養育することが一時的に困難となったことに伴い、2か月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定および社会的養護自立支援事業等の実施について（平成29年3月31日付雇児発0331第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）により、委託されているものに限る。）

イ 児童福祉法の規定により障害児入所給付費の支給を受けてもしくは同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、もしくは同法の規定により同法に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、または同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設もしくは児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童等（当該児童心理治療施設または児童自立支援施設に通う者ならびに2か月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所もしくは指定発達支援医療機関への入院または保護者の疾病、疲労その他の身体上もしくは精神上または環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2か月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定および社会的養護自立支援事業等の実施についてにより、入所または入院している者に限る。）

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）の規定により障害者総

合支援法に規定する介護給付費等の支給を受けてまたは身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）もしくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の規定により入所措置が採られて、障害者支援施設（障害者総合支援法に規定する障害者支援施設をいう。）に入所している児童（2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者に限る。）

エ 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設、更生施設、もしくは日常生活支援住居施設に入所し、または売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人保護施設に入所している児童等（2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者および一時保護委託がされている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。）

オ 児童福祉法の規定により同法に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（2か月以内の期間を定めて行われる入居をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定および「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入居している者に限る。）

カ 児童福祉法の規定により同法に規定する母子生活支援施設に入所している児童等（2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。）

(3) 措置入所等障害者および高齢者

次のアまたはイのいずれかに該当する者（以下「措置入所等障害者・高齢者」という。）であつて、基準日において、当該措置入所等障害者・高齢者が入所等している施設等（市内に所在するものに限る。）の所在地にその住民票を移していないもの

ア 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）に規定する障害者をいう。）のうち、養護者（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所または入居（以下「入所等」という。）の措置が採られている者（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

イ 高齢者（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第1項に規定する高齢者をいう。）のうち、養護者（同条第2項に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所等の措置が採られている者（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

(4) ホームレス等

居住が安定していないいわゆるホームレスの状態であるもの、事実上インターネットカフェに寝泊まりしている者等（以下「ホームレス等」という。）であって、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されていない者が、基準日の翌日以降に市住民基本台帳に記録されたとき

(5) 無戸籍者

現に住民基本台帳に記録されていない者であって、自己またはその未成年の子等が無戸籍であると市に申し出た者（以下「申出者」という。）について、市長が法務局等においてであることの証明を受けたとき

5 給付対象者等のリストの作成

市は、基準日の終了時点の住民基本台帳における氏名、住所等を記載した給付対象者リスト、その他給付対象者の特定に必要なリスト（以下「リスト」という。）を作成する。

6 申請方法等

(1) 市長は、リストにもとづき、申請・受給権者に対し、青梅市特別定額給付金申請書（請求書）（別記様式。以下「申請書」という。）を送付する。

(2) 申請・受給権者による申請および市による給付は、次のアまたはイの方式のいずれかにより行う。

ア 郵送申請方式 申請・受給権者が申請書を郵送により市に提出し、市が申請・受給権者から指定された本人名義の金融機関の口座に振り込む方式

イ オンライン申請方式 マイナンバーカードを所持している申請・受給権者がマイナポータル上の特別定額給付金の申請画面から電子申請し、市が申請・受給権者から指定された本人名義の金融機関の口座に振り込む方式

(3) 給付方法の特例

前号の規定にかかわらず申請・受給権者が、金融機関に口座を開設していない、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる等、金融機関への振り込みによる給付が困難な場合に限り現金による給付を行うこととする。

7 代理人による申請

(1) 申請・受給権者に代わり、代理人として申請を行うことのできる者は、原則として次のアからウまでに掲げる者に限るものとする。

ア 基準日時点での申請・受給対象者の属する世帯の世帯構成者

イ 法定代理人（成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人および代理権付与の審判がなされた補助人など）

ウ 親族その他の平素から申請・受給対象者本人の身の回りの世話をしている者

等で市が特に認める者

(2) 代理人の本人確認および申請・受給権者と代理人との間の代理関係の確認については次のアおよびイのとおりとする。

ア 代理人が給付金の代理申請・受給をするときは、原則として委任状（申請書の委任欄への記載を含む。）を提出することに加え、代理人の本人確認書類および申請・受給権者との間の代理関係を確認する。

イ 市長は、代理人の本人確認ができなかった場合、または申請・受給権者と代理人と間の代理関係を確認できなかった場合には、基本的には申請を受け付けないものとする。

8 申請受付開始日および申請期限

(1) 特別定額給付金にかかる市の給付申請受付開始日は、市長が別に定める日とする。

(2) 給付申請期限は、令和2年8月31日とする。

9 給付決定

市長は、第7項および前項によって提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、給付金を支給するものとする。

10 特別定額給付金の給付等に関する周知等

市長は、給付事業の実施に当たり、給付対象者および申請・受給権者の要件、申請方法、申請受付開始日および受付期限等の事業の概要について、広報その他の方法により市民への周知に努めることとする。

11 申請が行われなかった場合等の取扱い

(1) 市長が第6項第1号の規定にもとづく申請書の送付を行い、また前項の規定にもとづき周知を行ったにもかかわらず、申請・受給権者から給付申請期限までに第6項第2号または第7項による申請が行われなかった場合は、申請・受給権者が特別定額給付金の受給を辞退したものとみなすものとする。

(2) 市長が第9項の規定にもとづき給付の決定を行った後、申請書の不備による振込み不能等、申請・受給者の責めに帰すべき事由により給付ができなかった場合、市が申請・受給者またはその代理人に連絡および確認に努めた上でなお補正等が行われなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなすものとする。

12 不正利得の返還

市長は、偽りその他不正の手段により特別定額給付金の給付を受けた者がいるときは、すでに給付を受けた特別定額給付金の返還を求めるものとする。

13 受給権の譲渡または担保の禁止

特別定額給付金の給付を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならな

い。

14 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

15 実施期日等

- (1) この要綱は、令和2年5月19日から実施し、事業の終了した日の翌日をもって廃止する。
- (2) この要綱の廃止前に、この要綱にもとづき給付を受けた特別定額給付金に関して、この要綱の廃止後に必要となる返還の手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

青梅市高齢者憲章庁内検討委員会設置要綱

1 設置

青梅市高齢者憲章の策定について、必要な事項を調査および検討するため、青梅市高齢者憲章庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は、青梅市高齢者憲章の策定に関する調査および検討を行う。

3 組織

委員会は、委員6人をもって組織し、それぞれ次の職にある者をこれに充てる。

- (1) 委員長 高齢者支援課長
- (2) 副委員長 介護保険課長
- (3) 委員 企画政策課長、福祉総務課長、健康課長および社会教育課長

4 委員長の職務および代理

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

- (1) 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見の聴取または資料の提出を求めることができる。

6 報告

委員長は、委員会の調査、検討経過および結果を青梅市長に報告する。

7 庶務

委員会の庶務は、高齢者支援担当課が処理する。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会が別に定める。

9 実施期日等

この要綱は、令和2年6月30日から実施し、第6項の規定による最終検討結果の報告のあった日の翌日をもって廃止する。

令和2年度青梅市新型コロナウイルス 感染症対策買物代行サービス事業実施要綱

1 目的

この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により、外出を控えている高齢者、障害者、妊産婦等に対し、買物代行サービス事業（以下「買物代行サービス」という。）を実施することについて必要な事項を定め、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 実施主体

買物代行サービスの実施主体は、青梅市（以下「市」という。）とする。ただし、適切な買物代行サービスの運営が確保できると認められる者に、買物代行サービスの運営を委託することができるものとする。

3 対象者

買物代行サービスの対象者は、市の区域内に住所を有する者で、在宅で生活し、かつ、次のいずれかに該当するものとする。ただし、第7項第1号の規定により買物代行サービスの利用を申し出る時点において、引き続き市内に住所を有するものに限る。

- (1) 75歳以上のみで構成される世帯に属する者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条にもとづく身体障害者手帳の交付を受けている者で障害の程度が2級以上のもの
- (3) 東京都愛の手帳等交付要綱（昭和42年3月20日42民児精発第58号）にもとづく愛の手帳の交付を受けている者で障害の程度が2度以上のもの
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第4

5条にもとづく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で障害の程度が2級以上のもの

(5) 妊娠中または出産後6月以内の者

(6) その他青梅市長（以下「市長」という。）が特に必要と認める者

4 利用券の交付

(1) 市長は、前項の規定による買物代行サービスの対象者の属する世帯の世帯主または適当と認める者1人を抽出の上、青梅市買物代行サービス利用券（様式第1号。以下「利用券」という。）の送付リストを作成し、当該リストに記載された者に対し、10回分の利用券を交付するものとする。前項各号に掲げる複数の要件に該当する者が属する世帯に対して交付するときも同様とする。

(2) 前項第1号の年齢要件を新たに満たすこととなった世帯の世帯主の当該リストへの登録は、当該要件を満たすこととなった日の属する月の前月の末日をもって行うものとする。

5 事業者の募集等

(1) 市長は、別に定めるところにより、買物代行サービスの委託先事業者を募集するものとする。

(2) 買物代行サービスの運営を受託しようとする者は、前号の募集内容にもとづき、青梅市買物代行サービス事業者申請書（様式第2号）に、市長が別に定める書類を添付して、市長に提出するものとする。

(3) 市長は、前号の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、青梅市買物代行サービス事業者承認（不承認）通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(4) 市長は、前号の規定により買物代行サービスを受託することとなった者（以下「受託者」という。）と買物代行サービスの運営にかかる委託契約を締結するものとする。

(5) 市長は、受託者のリストを作成し、買物代行サービスを利用しようとする者（以下「利用者」という。）に対し、これを周知するものとする。

6 事業者の変更等の届出

受託者は、申請書に記載した事項を変更し、または事業を廃止しようとするときは、青梅市買物代行サービス事業者変更・廃止届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

7 利用の手続

(1) 利用者は、第5項第5号の規定による受託者のリストから任意の事業者を選択し、当該事業者に買物代行サービスの利用を申し出るものとする。

(2) 前号の規定による申出を受けた事業者（以下「受注者」という。）は、利用者から希望する買物の内容を聴取した上で、速やかにこれを代行し、購入した品物を利用者の住所に届けるものとする。

(3) 利用者は、品物の受取を完了したときは、受注者に対し、利用券を手渡すとともに、品物の購入代金および買物代行サービスの利用1回につき300円の利用者負担金を支払うものとする。

8 委託料の支払

受注者は、買物代行サービスの実施後、第5項第4号の委託契約にもとづき委託料を積算し、実施した買物代行サービスにかかる利用券を添付の上、市長に対し、これを請求するものとし、市長は当該請求にもとづきこれを支払うものとする。

9 委任

この要綱に定めるもののほか、買物代行サービスの実施に関して必要な事項は、市長が定める。

10 実施期日等

この要綱は、令和2年7月6日から実施し、同年7月1日から適用する。ただし、令和3年3月31日限り、その効力を失うものとする。

青梅市妊婦への新型コロナウイルス感染予防対策 にかかると育児パッケージ配布事業実施要綱

1 目的

この要綱は、妊婦の新型コロナウイルス感染を防ぐため、感染防止のために必要な物品等を購入できるチケット等（以下「育児パッケージ」という。）を追加して配布するとともに、妊婦への支援や状況把握を行い、必要に応じた支援を図ることを目的とする。

2 対象者

事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 区域内に住所を有する妊婦で、母子保健法（昭和40年法律第141号）第15条の規定にもとづく妊娠の届出を青梅市長（以下「市長」という。）または他の市区町村長に行った者

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

3 事業内容

事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 保健師等が対象者への面接を実施し、心身の状態や家庭の状況を把握すること。
- (2) 前号の面接を行った結果、支援が必要と認められた対象者については、関係部署と情報を共有し、連携しながら、必要な支援を行うこと。
- (3) 第1号の面接を行った対象者に対し、育児パッケージを贈呈すること。
- (4) 第1号の面接は、青梅市出産・子育て応援事業実施要綱（平成28年4月1日実施）第3項第1号に規定する面接の実施をもって、実施されたものとみなすことができるものとする。

4 育児パッケージ

- (1) 育児パッケージの品目は、予算の範囲内で市長が定めるものとする。
- (2) 育児パッケージは、対象者1人につき1個とし、面接を行った対象者に贈呈する。

5 委任

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

6 実施期日等

- (1) この要綱は、令和2年6月9日から実施し、同年4月1日から適用する。ただし、令和3年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱は、令和2年4月1日以後に現に妊娠している対象者について適用する。

令和2年度新型コロナウイルス感染症対策青梅市 子育て世帯生活支援臨時給付金支給事業実施要綱
--

1 目的

この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的に困窮している子育て世帯の生活を支援するため、青梅市子育て世帯生活支援臨時給付金（以下「給付金」という。）を支給することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 支給対象者

給付金の支給対象者は、平成14年4月2日から令和2年8月31日までに出生した者（以下「対象児童等」という。）が属する世帯かつ令和2年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区

民税を含むものとし、同法第328条（同法第736条第3項で準用する場合を含む。）の規定によって課する所得割を除く。以下「市町村民税」という。）が課されていない者または条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者のみで構成されている世帯の構成員であって、別記1の補完要件のいずれかを満たすものとする（別記2の規定により適用除外となる者を除く。）。

3 支給額

給付金の支給額は、前項の支給対象者1人につき3万円とする。

4 申請受付期間

給付金の申請期間は、青梅市長（以下「市長」という。）が別に定める日から令和2年9月15日までとする。

5 申請および支給の方式

(1) 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、青梅市子育て世帯生活支援臨時給付金申請書（請求書）（様式第1号または第2号。以下「申請書」という。）により申請を行うものとする。

(2) 前号の申請は、申請者が申請書を郵送により青梅市（以下「市」という。）に提出する方式により行うものとし、市長が当該申請書を受けた場合の給付は、申請者が当該申請書において指定した本人名義の金融機関口座に振り込む方式により行うものとする。

(3) 前号の規定にかかわらず申請者が、金融機関に口座を開設していない、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる等、金融機関への振込みによる給付が困難な場合に限り現金による給付を行うことができるものとする。

(4) 前2号の場合において、申請を行うことのできる者は、申請者本人に限るものとし、市長は、申請者本人による申請であることを確認するため、申請書とともに公的身分証明書の写し等の提出または提示を求めるものとする。

6 代理による申請

(1) 前項第4号の規定にかかわらず、次のアからウまでに掲げる者に限り、申請者に代わり代理人として申請を行うことができるものとする。

ア 令和2年7月1日（以下「基準日」という。）時点において申請者の属する世帯の世帯構成員である者

イ 申請者の法定代理人

ウ 親族その他の平素から申請者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

(2) 市長は、代理人の本人確認および申請者と代理人の代理関係の確認については、次のアからウまでに掲げるところにより行うものとする。

ア 代理人が給付金の代理申請および受給をするときは、委任状（申請書の委任欄への記載を含む。）に加え、代理人の本人確認書類および申請者との代理関係を確認する。

イ 代理人が第1号アに掲げる者であるときは、市の住民基本台帳により、同号イおよびウに掲げる者であるときは市長が別に定める方法により、その代理権を確認するものとする。

ウ 市長は、代理人の本人確認ができなかった場合または申請者と代理人の代理関係を確認できなかった場合には、申請を受け付けないものとする。

7 支給等の決定

(1) 市長は、第5項の規定により提出された申請書を受理したときは、その内容を審査の上、青梅市子育て世帯生活支援臨時給付金支給決定通知書（様式第3号）または青梅市子育て世帯生活支援臨時給付金不支給決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(2) 別記1の(3)に規定する者が同(3)に規定する申出を行った場合において、当該申出を行った者に支給すべき給付金につき、基準日時点の住民票において当該者と同一世帯である者から代理申請があったときは、これを不支給決定とする（申出が市に到達した時点で、当該給付金の代理申請について、支給決定通知がすでに行われている場合を除く。）。

(3) 対象児童等のうち、障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）に規定する障害者をいう。）であって、養護者（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所または入居（以下「入所等」という。）の措置が採られている者（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）にかかる給付金につき、当該養護者から代理申請があった場合は、これを不支給決定とする（市において、当該対象児童等の入所等の事実を把握した時点で、当該対象児童等にかかる給付金の代理申請について、支給決定通知がすでに行われている場合を除く。）。

8 給付金の支給等に関する周知等

市長は給付金の支給事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請方法、申請受付開始日および受付期限等の事業の概要について、広報その他の方法により市民への周知に努めることとする。

9 申請が行われなかった場合等の取扱い

(1) 市長は、前項の規定にもとづく周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から申請期限までに第5項第1号または第6項第1号による申請が行われなかった

場合は、支給対象者が給付金の受給を辞退したものとみなす。

(2) 市長は、第7項第1号の規定にもとづき給付の決定を行った後、申請書の不備による振込み不能等、支給対象者の責めに帰すべき事由により給付ができなかった場合において、市が支給対象者またはその代理人に連絡および確認に努めた上でなお補正等が行われなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

10 不正利得の返還

市長は、偽りその他不正の手段により給付金の給付を受けた者がいるときは、すでに給付された給付金の返還を求めるものとする。

11 受給権の譲渡または担保の禁止

給付金の給付を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

12 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

13 実施期日等

(1) この要綱は、令和2年7月21日から実施し、事業の終了した日の翌日をもって廃止する。

(2) この要綱の廃止前に、この要綱にもとづき給付された給付金に関して、この要綱の廃止後に必要となる返還の手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

令和2年度青梅市私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、東京都の私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付要綱（令和2年3月17日31生私振第1958号。以下「交付要綱」という。）にもとづき、私立幼稚園において新型コロナウイルス感染症対策として実施する子どもを安心して育てることができる環境の整備事業に対し、補助金を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2 補助対象施設

この要綱による補助金の対象施設は、青梅市（以下「市」という。）の区域内において、私立学校法（昭和24年法律第270条）第3条に規定する学校法人または学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第6条の規定により学校法人以外の者が設置する同法第1条の幼稚園とする。

3 補助対象事業

補助金の対象事業は、交付要綱にもとづき行う新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する事業とする。

4 補助対象経費

補助金の対象経費は、前項に規定する補助対象事業を実施するために支出する経費で、別表の1に定めるものとする。

5 補助金の交付額

補助金の交付額は、別表の2に定める補助基準額と前項に規定する補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を差し引いた額とを比較して、いずれか少ない方の額とする。ただし、1,000円未満は、切り捨てるものとする。

6 補助対象期間

補助金の対象期間は、別表の3に定めるものとする。

7 交付申請

補助金を活用した事業を実施しようとする施設の設置者は、令和2年度青梅市私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

8 交付決定

市長は、前項の規定による申請があったときは、申請内容を審査の上、速やかに補助金交付の可否について決定し、令和2年度青梅市私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

9 事情変更による決定の取消し等

市長は、前項の規定による交付決定後の事情変更により特別の必要が生じたときは、交付決定の全部または一部を取り消し、または交付決定内容もしくはこれに付した条件を変更することができるものとする。

10 申請内容の変更等

第8項の規定による交付決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微なものについては報告をもって代えることができる。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(2) 補助事業を中止し、または廃止しようとするとき。

11 事故報告等

補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合または補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由およびその他必要な事項を書面

により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

12 状況報告

市長は、補助対象事業の円滑適正な執行を図るため、補助事業者に対しその遂行の状況に関し報告を求めることができるものとする。

13 遂行命令

(1) 市長は、前2項の規定による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項による調査等により、補助対象事業が補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずるものとする。

(2) 市長は、補助事業者が前号の規定による命令に違反したときは、当該補助事業者に対し、補助事業の一部停止を命ずることができる。

14 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したときは、令和2年度青梅市私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業補助金実績報告書（様式第3号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

15 補助金の額の確定

市長は、前項の規定による実績報告書の提出があったときには、必要に応じて行う現地調査等により、その報告にかかる補助事業の成果が補助金交付決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認める場合は、交付すべき補助金の額を確定し、令和2年度青梅市私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業補助金額確定通知書（様式第4号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

16 是正のための措置

(1) 市長は、前項の規定による審査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとることを命ずることができる。

(2) 第14項の規定は、前号の規定による命令により必要な措置をした場合においても、これを準用する。

17 補助金の支払等

(1) 第15項の規定による確定通知書を受領した補助事業者は、速やかに請求書を市長に提出しなければならない。

(2) 市長は、前号に規定する請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

18 決定の取消し

(1) 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令に違反したとき。

(2) 前号の規定は、第15項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

19 補助金の返還

(1) 市長は、第9項または前項の規定により、補助金の交付決定の全部または一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助事業者が補助金を交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(2) 前号の規定は、第15項の規定により交付すべき補助金の額を確定したときに、すでにその額を超える補助金が交付されている場合において、その超えた額についても適用する。

20 書類の整備保管

補助事業者は、補助事業にかかる予算および決算との関係を明らかにした書類を整備し、これを当該事業の属する会計年度終了後5年間保管しておかなければならない。

21 財産処分の制限

(1) 補助事業により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち、補助金等に係る予算の執行と適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第4号および第5号の規定により処分を制限する取得財産等ならびに同令第14条第1項第2号の規定により処分を制限する期間は、文部科学大臣が別に定める期間とする。

(2) 補助事業者は、前号に定める期間を経過するまでは、市長の承認を受けずに、当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはならない。

(3) 市長は、補助事業者が市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があったときに、必要があると認める場合は、その収入の全部または一部を市に納付させるものとする。

22 財産の管理

補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産については、

事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

23 その他必要事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによるほか、市長が別に定める。

24 実施期日等

- (1) この要綱は、令和2年5月12日から実施し、同年4月1日から適用する。ただし、令和3年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付決定された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる補助金の交付等の手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

別表（第4項、第5項および第6項関係）

1 補助対象経費	新型コロナウイルスの感染防止用の備品等の購入に要する費用および消毒に必要な経費
2 補助基準額	1施設当たり 500千円（ただし、市が直接実施する新型コロナウイルス感染症予防対策の費用を控除した額とする。）
3 補助対象期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

令和2年度青梅市子育て世帯への 臨時特別給付金支給事業実施要綱

1 目的

この要綱は、令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金支給要領（令和2年5月1日付け府子本第575号内閣府子ども・子育て本部統括官通知）にもとづき、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた、令和2年度の子育て世帯への臨時特別給付金支給事業に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世帯への臨時特別給付金 前条の支給事業について、青梅市（以下「市」という。）から子育て世帯に贈与される給付金（以下「給付金」という。）をいう。
- (2) 支給対象者 別記第1に掲げる給付金が支給される者をいう。
- (3) 一般支給対象者 支給対象者のうち、児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）第17条第1項に規定する公務員を除いた者をいう。
- (4) 公務員支給対象者 支給対象者のうち、法第17条第1項に規定する公務員をいう。
- (5) 対象児童 別記第2に掲げる者をいう。

3 給付金の額

前項の規定により支給対象者に対して支給する給付金の金額は、対象児童1人につき10千円とする。

4 一般支給対象者に対する支給の申込み等

- (1) 市は、一般支給対象者に対し、給付金の支給の申込みを行う。
- (2) 一般支給対象者は、前号の申込みを受けた際、令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金受給拒否の届出書（様式第1号）により、給付金の受給の拒否を届け出ることができる。
- (3) 市長は、令和2年5月29日までに前号の届出がないときは、速やかに支給を決定し、一般支給対象者に対し、給付金を支給する。

5 一般支給対象者に対する支給の方式

一般支給対象者に対する市による支給は、令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金支給口座登録等の届出書（様式第2号）による届出にもとづき、次に掲げるところにより行うものとする。ただし、第2号に掲げる支給方式については、一般支給対象者の監護する児童が15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したことまたは死亡したことにより、令和2年4月分の児童手当の支給を受けず、児童手当の支給に当たって指定していた口座等を解約等しており、給付金の支給に支障が生じるおそれがある場合に限るものとし、第3号の支給方式については、一般支給対象者が金融機関に口座を開設していない場合、金融機関から著しく離れた場所に居住している場合その他第1号または第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限るものとする。

- (1) 児童手当口座振込方式 令和2年3月31日時点において市が把握する児童手当振込時における指定口座に振り込む方式
- (2) 指定口座振込方式 前項第3号の支給決定前までに前号の指定口座の変更を

届け出、市が当該届出をした指定口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 前項第3号の支給決定前までに第1号の指定口座の解約等を届け出、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

6 公務員支給対象者にかかる申請受付開始日および申請期限

(1) 公務員支給対象者に対して支給する給付金にかかる市の申請受付開始日は、次項第2号アからウまでに掲げる申請方式ごとに市長が別に定める日とする。

(2) 申請期限は、やむを得ない場合を除き、前号の規定により定められた申請受付開始日のうち最も早い日から6月以内とする。

7 公務員支給対象者にかかる申請および支給の方式

(1) 公務員支給対象者は、子育て世帯への臨時特別給付金申請書（請求書）（様式第3号。以下「申請書」という。）により申請を行うものとする。

(2) 公務員支給対象者による申請および市による支給は、次に掲げる方式のいずれかにより行うものとする。この場合において、ウに掲げる申請方式は、公務員支給対象者が金融機関に口座を開設していない場合、金融機関から著しく離れた場所に居住している場合その他アまたはイに掲げる方式による支給が困難な場合に限り行うものとする。

ア 郵送申請方式 公務員支給対象者が申請書を郵送により市に提出し、市が当該公務員支給対象者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

イ 窓口申請方式 公務員支給対象者が申請書を市の窓口に出し、市が当該公務員支給対象者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

ウ 窓口現金受領方式 公務員支給対象者が申請書を郵送により、または市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

(3) 市長は、第1号の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、または提示させること等により、当該公務員支給対象者の本人確認を行うものとする。

8 代理による申請

代理により前項第1号の申請を行うことができる者は、当該公務員支給対象者の指定した者であると認められるものその他市長が別に定める方法により適当と認めるものとする。

9 公務員支給対象者に対する支給の決定

市長は、第7項第1号の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該公務員支給対象者に対し、給付金を支給する。

10 給付金の支給等に関する周知

市長は、給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者および対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行うものとする。

11 申請が行われなかった場合等の取扱い

(1) 市長が前項の規定による周知を行ったにもかかわらず、公務員支給対象者から第6項の申請期限までに第7項第1号の申請が行われなかった場合、当該公務員支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

(2) 市長が第4項第3号の規定による支給決定を行った後、令和2年3月31日時点において市が把握する児童手当振込時における指定口座（支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合は、当該届出をした指定口座）に給付金として支給を行う手続を行ったにもかかわらず、令和2年12月31日までに指定口座への振込みが口座解約、変更等によりできない場合は、本件契約は解除されるものとする。

(3) 市長が第9項の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないうときその他支給対象者の責めに帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

12 不当利得の返還

市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者または偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求めるものとする。

13 受給権の譲渡または担保の禁止

給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

14 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

15 実施期日

この要綱は、令和2年5月12日から実施し、令和3年4月1日にその効力を失うものとする。

別記（第2項関係）

第1 支給対象者

1 給付金は、令和2年4月分の法による児童手当（以下「児童手当」という。）の受給者に対して支給する（法附則第2条第1項の給付の受給者を除く）。

2 1に規定するほか、給付金は、令和2年3月分の児童手当の受給者であって、

当該受給者にかかる支給要件児童（法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。）または中学校修了前の施設入所等児童（同項第4号に規定する中学校修了前の施設入所等児童をいう。）が15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したことまたは死亡したことにより、児童手当を受給すべき事由が消滅した者に対して支給する。

3 1および2の規定にかかわらず、給付金は、次の表の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、すでに1または2に規定する者（以下「受給者等」という。）に対して給付金の支給が決定されている場合には、この限りでない。

<p>① 令和2年3月31日（令和2年3月分の児童手当の支給要件児童については令和2年2月29日。以下「基準日」という。）後に受給者等が死亡した場合（この規定により給付金を支給される者が、支給が決定されるまでの間に死亡した場合を含む。）</p>	<p>左欄に掲げる受給者等が死亡した日の属する月の翌月分の当該受給者等にかかる支給要件児童にかかる児童手当の支給を受ける者その他これに準ずるものとして適当と認められる者</p>
<p>② 基準日の翌日から給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者等にかかる児童が中学校修了前の施設入所等児童であることを当該給付金を支給する市町村（特別区を含む。以下同じ。）が把握した場合</p>	<p>左欄に掲げる施設入所等児童が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者もしくは里親または左欄に掲げる施設入所等児童が入所もしくは入院をしている障害児入所施設等（法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等をいう。）の設置者（以下「施設等」という。）</p>
<p>③ 基準日の翌日から給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者等からの暴力を理由に避難し、当該受給者等と生計を別にしている当該受給者等の配偶者（現に第2の対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）がその避難先の市町村において、当該対象児童にかかる児童手当法第7条第1項の規定による認定の請求をし、当該避難先の市町村による当該認定の請求に関する</p>	<p>左欄に掲げる当該受給者等の配偶者</p>

通知が当該受給者等に対して給付金を支給する市町村に到達した場合	
---------------------------------	--

第2 対象児童

第1に規定する者（以下「支給対象者」という。）に支給される給付金の対象児童（給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）は、支給対象者に支給される令和2年4月分の児童手当にかかる児童および同年3月分の児童手当にかかる児童（15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過し、または死亡したことにより、令和2年4月1日時点において支給要件児童もしくは中学校修了前の施設入所等児童でない児童に限る。以下同じ。）とする。

新型コロナウイルス感染症の経済対策 におけるひとり親家庭支援事業実施要綱

1 目的

この要綱は、新型コロナウイルス感染症の経済対策として、ひとり親世帯にかかる負担の軽減ならびに福祉の増進および生活支援に資するため、新型コロナウイルス対策助け合い基金を活用した支援を行うことについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2 対象者

この事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定にもとづき、青梅市長（以下「市長」という。）から、児童扶養手当（以下「手当」という。）を受給した者で次に掲げるいずれかに該当するものとする。

- (1) 令和2年4月分の手当を現に受給した者
- (2) 同年3月分の手当を現に受給した者のうち対象児童が年齢到達または死亡により支給要件が消滅したもの

3 事業内容

対象児童1人につき、5千円相当の金券を配布するものとする。

4 配布方法

前項の金券の配布は、簡易書留郵便により、対象者に送付するものとする。

5 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

6 実施期日

この要綱は、令和2年6月2日から実施し、令和3年4月1日にその効力を失うものとする。

令和2年度新型コロナウイルス感染症対策青梅市 ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業実施要綱

1 目的

この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により生活が困窮している低所得のひとり親世帯を支援するため、ひとり親世帯臨時特別給付金支給要領（令和2年6月17日付子発0617第1号別紙）にもとづき、青梅市ひとり親世帯臨時特別給付金（以下「給付金」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 支給要件

青梅市（以下「市」という。）は、次に掲げる者（すでに他の都道府県、市（特別区を含む。）または福祉事務所を管理する町村から同種の給付金を受けている者を除く。以下「支給対象者」という。）に対し、給付金を支給するものとする。

- (1) 令和2年6月分の児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）による児童扶養手当（以下「児童扶養手当」という。）の支給を受けている者（その全部を支給しないこととされている者を除く。以下「児童扶養手当受給者」という。）
- (2) 令和2年6月分の児童扶養手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）のうち、法第13条の2の規定にもとづき児童扶養手当の全部を支給しないこととされている者（以下「法第13条の2支給停止者」という。）または法第6条の規定にもとづく青梅市長（以下「市長」という。）の認定を受けた場合に法第13条の2支給停止者となることが想定される者であって、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、平成30年の収入額について同表の右欄に掲げる要件を満たすもの（以下「公的年金給付等受給者」という。）

<p>①法第4条第1項第1号ロまたはニに該当し、かつ、母がない児童、同項第2号ロまたはニに該当し、かつ、父がない児童その他児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「令」という。）で定める児童の養育者を除く受給資格者</p>	<p>法第9条第1項で定める児童扶養手当の一部支給にかかる支給制限限度額に相当する収入額未満であること（収入には、当該受給資格者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあつては、その受給額を含み、当該者が母である場合であつてその監護する児童が父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたとき、または当該受給資格者が父である場合であつてその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童が母から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、令第2条の4第6項で定めるところにより、当該受給資格者が当該費用の支払を受けたものとみなして、収入の額を計算するものとする。）。</p>
<p>②令で定める児童の養育者である受給資格者</p>	<p>法第9条の2で定める児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入額未満であること（収入には、当該受給資格者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあつては、その受給額を含む。）。</p>
<p>③受給資格者の配偶者または当該受給資格者が父もしくは母である場合にあつては当該受給資格者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）で当該受給資格者と生計を同じくするものもしくは当該受給資格者が養育者である場合にあつては当該受給資格者の扶養義務</p>	<p>法第10条または第11条で定める児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入額未満であること（収入には、左欄に掲げる者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあつては、その受給額を含む。）。</p>

者で当該受給資格者の生計を維持するもの	
---------------------	--

(3) 申請時点において、令和2年6月分の児童扶養手当にかかる法第6条の規定にもとづく市長の認定を受けていない受給資格者（前号に規定する者を除く。）または法第9条から第11条までの規定にもとづき児童扶養手当の全部を支給しないこととされている受給資格者であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、前号の表の左欄に掲げる区分に応じ、急変後1年間の収入見込額について同表の右欄に掲げる要件を満たす者その他前2号に規定する者と同様の事情にあると認められる者（以下「家計急変者」という。）

(4) 前3号の規定にかかわらず、給付金は、支給対象者が次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、すでに同表の左欄に掲げる者に対して給付金が支給されている場合は、この限りでない。

児童扶養手当受給者および公的年金給付等受給者（法第13条の2支給停止者に限る。）であって、令和2年6月1日以後に死亡した者（当該者が、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）	左欄に掲げる者の法第4条に定める要件に該当する児童（以下「監護等児童」という。）であった者
公的年金給付等受給者（法第13条の2支給停止者を除く。）であって、令和2年度補正予算（第2号）成立日以後に死亡した者（当該者が、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）	左欄に掲げる者の監護等児童であった者
家計急変者であって、給付金の申請後、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した者	左欄に掲げる者の監護等児童であった者

3 給付金の支給等

(1) 給付金は、次に掲げるところにより支給するものとする。

ア 基本給付 支給対象者に対して、5万円を1回に限り支給するものとする。

ただし、監護等児童が2人以上である支給対象者に支給する給付の額は、1人を超える分の監護等児童1人につき3万円を加算した額とする。

イ 追加給付 児童扶養手当受給者および公的年金給付等受給者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少している

との申出があった者に対して、5万円を1回に限り支給するものとする。

4 児童扶養手当受給者に対する基本給付の支給の申込み等

- (1) 市は、児童扶養手当受給者に対し、基本給付の支給の申込みを行うものとする。
- (2) 児童扶養手当受給者は、前項の申込みを受けたときは、ひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付）受給拒否の届出書（様式第1号）により基本給付の受給の拒否を届け出ることができる。
- (3) 市長は、令和2年8月14日までに前号の届出がないときは、速やかに支給を決定し、児童扶養手当受給者に対し、基本給付を支給するものとする。

5 児童扶養手当受給者に対する基本給付の支給の方式

児童扶養手当受給者に対する市による基本給付の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行うものとする。この場合において、第3号に掲げる方式は、支給対象者が金融機関に口座を開設していないとき、金融機関から著しく離れた場所に居住しているときその他第1号または第2号に掲げる方式による支給が困難なときに限り行うことができるものとする。

- (1) 児童扶養手当口座振込方式 令和2年6月分の児童扶養手当振込時における指定口座に振り込む方式
- (2) 指定口座振込方式 前項第3号の支給決定前までに、児童扶養手当受給者がひとり親世帯臨時特別給付金支給口座登録等の届出書（様式第2号）により、市に前号の指定口座の変更の届出を提出し、市が当該届出を受けた指定口座に振り込む方式
- (3) 窓口交付方式 指定口座への振込みによる支給が困難である場合に、市が市の窓口で現金を交付することにより支給する方式

6 公的年金給付等受給者および家計急変者に対する基本給付にかかる申請受付開始日および申請期限

- (1) 公的年金給付等受給者および家計急変者に対して支給する基本給付にかかる市の申請受付開始日は、次項第2号アからウまでに掲げる申請方式ごとに市長が別に定める日とする。
- (2) 申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和3年2月28日までとする。

7 公的年金給付等受給者および家計急変者に対する基本給付にかかる申請および支給の方式

- (1) 公的年金給付等受給者および家計急変者に対する基本給付の支給を受けようとする者（以下「基本給付申請者」という。）は、ひとり親世帯臨時特別給付金基本給付申請書（請求書）（様式第3号。以下「基本給付申請書」という。）により申請を行うものとする。

(2) 基本給付申請者による申請およびこれにもとづく市による支給は、次のアからウまでに掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、ウに掲げる方式は、基本給付申請者が金融機関に口座を開設していないとき、金融機関から著しく離れた場所に居住しているときその他アまたはイに掲げる方式による支給が困難なときに限り行うものとする。

ア 郵送申請口座振込方式 基本給付申請者が基本給付申請書を郵送により市に提出し、市が基本給付申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

イ 窓口申請口座振込方式 基本給付申請者が基本給付申請書を市の窓口へ提出し、市が基本給付申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

ウ 窓口交付方式 基本給付申請者が基本給付申請書を郵送により、または市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

(3) 市長は、第1号の規定による基本給付申請書による申請に、戸籍謄本、簡易な収入（見込）額の申立書または簡易な所得（見込）額の申立書（様式第4号）、給与明細書、公的年金証書等の所得を証明する書類等を添付させることにより、基本給付申請者が第2項の要件を満たす者であるかについて確認を行うとともに、必要に応じて公的身分証明書の写し等を提出または提示させることにより、当該基本給付申請者の本人確認を行うものとする。

8 児童扶養手当受給者および公的年金給付等受給者に対する追加給付にかかる申請受付開始日および申請期限

(1) 児童扶養手当受給者および公的年金給付等受給者に対して支給する追加給付にかかる市の申請受付開始日は、次項第2号アからウまでに掲げる申請方式ごとに市長が別に定める日とする。

(2) 申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和3年2月28日までとする。

9 児童扶養手当受給者および公的年金給付等受給者に対する追加給付にかかる申請および支給の方式

(1) 児童扶養手当受給者および公的年金給付等受給者に対する追加給付の支給を受けようとする者（以下「追加給付申請者」という。）は、ひとり親世帯臨時特別給付金追加給付申請書（請求書）（様式第5号。以下「追加給付申請書」という。）により申請を行うものとする。

(2) 追加給付申請者による申請および市による支給は、次のアからウまでに掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、ウに掲げる方式は、追加給付申請者が金融機関に口座を開設していないとき、金融機関から著しく離れた場所に居住しているときその他アまたはイに掲げる方式による支給が困難なときに限

り行うものとする。

ア 郵送申請口座振込方式 追加給付申請者が追加給付申請書を郵送により市に提出し、市が追加給付申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

イ 窓口申請口座振込方式 追加給付申請者が追加給付申請書を市の窓口提出し、市が追加給付申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

ウ 窓口交付方式 追加給付申請者が追加給付申請書を郵送により、または市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

(3) 市長は、第1号の追加給付申請書により、当該追加給付申請者が第2項の要件を満たす者であるか等について確認を行うとともに、必要に応じて公的身分証明書の写し等を提出または提示させることにより、当該追加給付申請者の本人確認を行うものとする。

10 代理による申請

代理により第7項第1号および前項第1号の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められるものその他市長が適当と認めるものとする。

11 基本給付申請者および追加給付申請者に対する支給の決定等

(1) 市長は、第7項第1号または第9項第1号の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給の可否を決定するものとする。

(2) 市長は、前号の規定により給付金の支給を決定したときは、基本給付申請者または追加給付申請者に対し、第7項第2号アからウまでまたは第9項第2号アからウまでに掲げる方式により給付金を支給するものとする。

12 給付金の支給等に関する周知

市長は、この事業の実施に当たり、支給対象者の範囲、監護等児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により住民への周知を行うものとする。

13 申請が行われなかった場合等の取扱い

(1) 市長が前項の規定による周知を行ったにもかかわらず、基本給付申請者および追加給付申請者から第6項第2号または第8項第2号の申請期限までに第7項第1号または第9項第1号の申請が行われなかった場合、当該基本給付申請者および追加給付申請者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

(2) 市長が第4項第3号の規定による支給決定を行った後、市が把握する令和2年6月分の児童扶養手当振込時における指定口座（支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合にあつては、当該届出をした指定口座とする。）に給付金の支

給として振込みを行う手続を行ったにもかかわらず、指定口座への振込みが口座解約、変更等の事由により令和3年3月31日までに完了できない場合は、同項第2号の届出があったものとみなす。

(3) 市長が第11項第1号の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責めに帰すべき事由により令和3年3月31日までに支給が完了できない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

14 不当利得の返還

市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者または偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求めるものとする。

15 受給権の譲渡または担保の禁止

給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

16 その他

この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

17 実施期日等

この要綱は、令和2年7月29日から実施し、令和3年4月1日にその効力を失うものとする。

青梅市「子供の食の確保」緊急対応事業補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、新型コロナウイルス感染症および学校の臨時休業に伴い、「子供の食の確保」への緊急対応として、在宅の子供やその保護者に対し、食事の提供を行う事業者等（以下「事業者等」という。）の取組に対する経費の一部を予算の範囲内で補助することについて必要な事項を定め、もって子供の健全な育成を図ることを目的とする。

2 補助対象事業

この補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、令和2年4月1日から市内小学校再開日の前日までの間に、新型コロナウイルス感染症および学校の臨時休業に伴い、青梅市の区域内（以下「市内」という。）に居住している18歳以下の子供やその保護者（以下「利用者」という。）を対象に食事の提供を行う事業とし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 食事を配布または宅配等により利用者に提供すること。
- (2) 原則として事業者等が直接調理した、栄養バランスのよい食事を提供するものであること。
- (3) 他の制度による同種の補助を受ける事業でないこと。
- (4) 食事の提供における食品の安全確保を図るため、食品衛生法（昭和22年法律第233号）および各種法令、通知等にもとづく適切な衛生管理体制が構築されていること。
- (5) 営利目的とする事業でないこと。
- (6) 事故発生時の対応のための保険に加入していること。
- (7) 特定の政党もしくは政治団体のための活動または特定の宗教のための活動を行わないこと。

3 補助対象事業者等

この補助金の交付対象となる事業者等は、市内において、補助事業を実施するものとし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 暴力団（青梅市暴力団排除条例（平成24年条例第17号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団と関係する団体ではないこと。
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員に暴力団員等（暴力団ならびに同条例第2条第2号に規定する暴力団員および同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がいないこと。
- (3) 青梅市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員または同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (4) 公序良俗に反する活動を行うものではないこと。

4 留意事項

事業者等は、補助事業の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 利用者について虐待が疑われる場合は、青梅市子ども家庭支援センター等に対して連絡すること。
- (2) 食事提供の対価として代金を徴収する場合は、本事業の目的等を勘案して、比較的安価な金額で提供できるように努めること。
- (3) 個人情報の適正な管理に十分配慮すること。

5 補助金の交付額

この補助金の交付額は、別表に定める補助基準額と補助対象経費の実支出額から食事代金その他の収入額を控除した額と100,000円を比較して少ない方の額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるも

のとする。

6 補助金の交付申請

この補助金の交付を受けようとする事業者等は、青梅市「子供の食の確保」緊急対応事業補助金交付申請書（様式第1号）により、青梅市長（以下「市長」と言う。）に対し、市長が指定する日までに、関係書類を添付の上、申請しなければならない。

7 変更交付申請

- (1) この補助金の交付決定後の事情等により、申請内容を変更して追加交付申請を行う場合は、前項に定める申請手続に従い、別に定める期日までに行うものとする。
- (2) 前項の規定は、前号の規定による変更交付申請について準用する。

8 補助金の交付決定

市長は、第6項および第7項に規定する申請を受けたときは、申請書および関係書類の内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、青梅市「子供の食の確保」緊急対応事業補助金交付決定通知書（様式第2号）または青梅市「子供の食の確保」緊急対応事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

9 補助の条件

この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

(1) 実施状況報告

事業者等は、市長から補助事業の遂行に関して報告を求められたときは、速やかに報告しなければならない。

(2) 承認事項

事業者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、アに掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りではない。

ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。

イ 補助事業を中止し、または廃止しようとするとき。

(3) 実績報告

事業者等は、補助事業が完了したとき、補助事業が予定の期間内に完了しないまま補助金の交付の決定にかかる会計年度が終了したとき、または補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該交付決定にかかる事業の実績について青梅市「子供の食の確保」緊急対応事業実績報告書（様式第4号）により、別に定める日までに市長に報告するものとする。

(4) 補助金の額の確定

市長は前号に掲げる実績報告書の審査および必要に応じて行う現地調査により、補助事業の成果が交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、青梅市「子供の食の確保」緊急対応事業補助金交付額確定通知書（様式第5号）により、事業者等に通知する。

(5) 是正のための措置

市長は、第1号による実施状況報告および第3号による実績報告の審査の結果、この補助条件に適合しないと認めるときは、当該対象補助事業につき、これに適合させるための措置をとることができる。

(6) 交付決定の取消し

市長は、事業者等が次のいずれかに該当した場合は、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。なお、この規定は、第4号により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

ア 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

ウ その他補助金の交付決定の内容、これに付した条件または法令の規定等に違反したとき。

(7) 補助金の返還

ア 市長は、前号の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、別に定める期限内にその返還を事業者等に命ずる。

イ 事業者等は、第4号の規定により交付すべき補助金の額が確定した場合において、すでにその金額を超える補助金が交付されているときは、その超過額を市長へ速やかに返還しなければならない。

(8) 違約加算金

事業者等は、第6号に掲げる事由により補助金の交付決定の全部または一部を取り消され、補助金を返還することとなったときは、その返還にかかる補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第19条第1項に規定する割合（以下「加算割合」という。）で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(9) 延滞金

ア 事業者等は、第7号アの規定にもとづき補助金を返還することとなった場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付

の日までの日数に応じて、その未納額につき加算割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

イ 事業者等は、第7号イの規定にもとづき補助金を返還することとなった場合において、市長が納期限を定めて支払を催促したにもかかわらず、これを納期日までに納付しなかったときは、前記アの規定を準用する。

(10) 事情変更による届出

事業者等は、補助金の交付の決定を受けた後に、事情の変更を生じた場合は、速やかにその旨を市長に届け出て、その指示を受けるものとする。

(11) 他の補助金等の一時停止等

市長は、事業者等が補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金または延滞金の全部または一部を納付しない場合においては、他の同種の事務または事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、または当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

(12) 関係書類の保管

事業者等は、この補助金の交付にかかる予算と決算の関係を明らかにした書類を当該会計年度終了後5年間保管しなければならない。

10 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

11 実施期日

この要綱は、令和2年5月14日から実施し、令和2年4月1日から適用する。

別表

1 補助基準額	1 事業者等当たり100,000円を上限とする。
2 補助対象経費	人件費を除いた食事の提供に必要な経費（賃借料、会場使用料、食材費、光熱水費、保険料、配送料等）

令和2年度新型コロナウイルス感染症対策 青梅市プレミアム付商品券事業実施要綱

1 目的

この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的な損失を被って

る青梅市内（以下「市内」という。）の飲食店、小売店、サービス店および宿泊施設ならびに青梅市民（以下「市民」という。）を経済的に支援するための青梅市プレミアム付商品券（以下「プレミアム商品券」という。）の発行、販売等にかかる手続について必要な事項を定め、もって市内の経済回復を図ることを目的とする。

2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 青梅市プレミアム付商品券 前項の目的を達成するために、青梅市（以下「市」という。）が発行する次のものをいう。

ア 飲食業・小売店・サービス業向けプレミアム付商品券（以下「商品券」という。）

イ 宿泊施設向けプレミアム付商品券（以下「宿泊券」という。）

(2) 購入対象者 プレミアム商品券を購入できる者をいう。ただし、次の要件を満たす者に限る。

ア 交付申請時において市民であること。

イ その他青梅市長（以下「市長」という。）が認める者であること。

(3) 購入引換券 市が発行するプレミアム商品券の引換券（様式第1号）をいう。

(4) 特定取引 プレミアム商品券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証券その他これらに類するものを除く。）の購入もしくは借受けまたは役務の提供をいう。

(5) 特定事業者 特定取引を行い、受け取ったプレミアム商品券の換金を申し出ることができる事業者として登録された者をいう。

(6) 大型店舗 大店法にもとづく売り場面積1,000㎡以上の店舗

(7) 取次金融機関 特定事業者から換金の申出のあったプレミアム商品券を市に取り次ぐ金融機関をいう。

3 プレミアム商品券の販売

(1) プレミアム商品券の販売種別は、次のとおりとする。

ア 商品券

1万3千円分の商品券を1万円で販売すること。

イ 宿泊券

5千円分の宿泊券を1千円で販売すること。

(2) プレミアム商品券の販売単位は、次のとおりとする。

ア 商品券

商品券の1枚当たりの額面は1千円とし、13枚綴りで1冊とする。

イ 宿泊券

宿泊券の1枚当たりの額面は5千円とする。

(3) プレミアム商品券の一人当たり購入上限

ア 商品券

2冊

イ 宿泊券

2枚

4 プレミアム商品券の使用範囲等

(1) プレミアム商品券の使用範囲は次のとおりとする。

ア 商品券

1万3千円分の商品券のうち、1万円分はA券にかかる大型店舗を除く特定事業者との間における特定取引、3千円分は商品券にかかる全ての特定事業者との間における特定取引において使用することができる。

イ 宿泊券

宿泊券にかかる全ての特定事業者との間における特定取引において使用することができる。

(2) プレミアム商品券の使用期間は次のとおりとする。

ア 商品券

令和2年8月4日から令和2年10月31日まで

イ 宿泊券

令和2年8月4日から令和3年1月31日まで

(3) 特定取引に使用されたプレミアム商品券の券面金額の合計額が特定取引の対価を上回る場合において、特定事業者は、当該上回る額に相当する金銭の支払は行わないものとする。

(4) プレミアム商品券は、転売、譲渡および換金を行うことができない。

(5) プレミアム商品券は、交付された本人またはその代理人もしくは使用者に限り使用することができる。

(6) プレミアム商品券は、次に掲げる物品および役務の提供を受けるために使用することはできない。

ア 不動産または金融商品

イ たばこ

ウ 商品券、プリペイドカード等の換金性の高いもの

エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務

オ 国税、地方税または使用料等の公租公課

5 購入引換券の交付申請

(1) 購入対象者のうちプレミアム商品券の購入を希望する者は、購入引換券交付申請書（様式第2号。以下「交付申請書」という。）を市長に提出するものとする。

(2) 前号の交付申請書の提出方法は次のとおりとする。

ア インターネットサイトを通じて提出する方法

イ 指定投函箱への投函または郵送による提出方法

(3) 交付申請書の提出期間は、令和2年7月15日から令和2年7月28日までとする。ただし、郵送により提出する場合は、令和2年7月27日までの消印があるものに限る。

6 購入引換券の交付決定等

(1) 市長は、前項の規定により提出された交付申請書を審査の上、購入対象者の要件を満たしていると認めるときは、当該申請者について公平公正な方法により抽選を行い、当選者を決定し、当該当選者に対して購入引換券を交付するものとする。

(2) 市長は、前号の規定による当選者への購入引換券の発送をもって、購入引換券の交付決定および抽選結果の発表に代えることができる。

7 プレミアム商品券の購入

(1) 購入引換券の交付を受けた購入対象者は、市長が別に指定する場所において当該購入引換券と引き換えにプレミアム商品券を購入することができる。

(2) プレミアム商品券の購入期間は、令和2年8月4日から令和2年8月18日までとする。

8 特定事業者の登録等

(1) 市は、別に定める募集要項により、特定事業者を募集し、応募者を審査の上、商品券にかかる事業者および宿泊券にかかる事業者をそれぞれ登録し、当該特定事業者に特定事業者登録証明書を交付するものとする。

(2) 市内の商店街振興組合（商工会、事業協同組合等）は、その構成員である事業者によって、前号の募集にかかる応募を行うことができる。

9 特定事業者の責務等

(1) 特定事業者は、特定取引においてプレミアム商品券の受取を拒むことができない。

(2) 特定事業者は、プレミアム商品券を交換、譲渡および売買することができない。

(3) 特定事業者は、市と適切な連携体制を構築するほか、前項第1号の募集要項に定める事項を遵守するものとする。

(4) 市長は、特定事業者が前項第1号の募集要項に定める事項に反する行為を行ったときは、当該特定事業者の登録を取り消すことができるものとする。

10 プレミアム商品券の換金手続

(1) 市は、特定取引においてプレミアム商品券が使用された場合は、当該特定取引にかかる特定事業者に対し、その券面金額に相当する金銭を支払うものとする。

(2) 前号の場合において、特定事業者は、別に市長が定める取次金融機関に、第8項第1号の規定により交付を受けた特定事業者登録証明書を提示するとともに、特定取引において受け取ったプレミアム商品券を提出して、券面記載の金額の換金を申し出るものとする。

(3) 前号の換金の申出期限は、商品券については令和2年11月30日まで、宿泊券については令和3年2月26日までとし、換金の方法は、特定事業者の預金口座への振替の方法によるものとする。

11 プレミアム商品券に関する周知

市長は、プレミアム商品券にかかる事業の実施に当たり、購入対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により、住民への周知を行うものとする。

12 申請が行われなかった場合等の取扱い

(1) 市長は、前項の規定による周知を行ったにもかかわらず、購入引換券の交付を受けた購入対象者が、第7項第2号の期間内に同項第1号の規定によるプレミアム商品券の購入を行わなかった場合は、当該購入対象者がプレミアム商品券の購入を辞退したものとみなす。

(2) 市長は、第6項の規定による交付決定を行った後、申請書の不備等があり、市が期間を定めて申請書の補正を要求したにもかかわらず申請書の補正が行われず、購入対象者の責めに帰すべき事由により交付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

13 不当利得の返還

市長は、購入引換券の交付後であって、当該購入引換券を交付された者が、購入対象者の要件に該当しない者（以下「返還対象者」という。）であることを把握したときは、把握した時期に応じて、次のとおり対応するものとする。

(1) 返還対象者がプレミアム商品券を購入する前にあっては、返還対象者に購入引換券の返還を求める。

(2) 返還対象者がプレミアム商品券を購入した後で、プレミアム商品券を使用する前にあっては、返還対象者にプレミアム商品券の返還を求め、プレミアム商品券の返還が行われた後、返還されたプレミアム商品券の購入代金を返還する。

(3) 返還対象者がプレミアム商品券を使用した後にあっては、返還対象者に使用したプレミアム商品券の券面金額の返還を求める。

14 その他

この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

15 実施期日等

この要綱は、令和2年7月1日から実施し、事業の終了した日の翌日をもって廃止する。

令和2年度新型コロナウイルス感染症対策 青梅市野菜等自動販売機購入等補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている地域農業の支援を図るため、当該地域農業の担い手である認定農業者等に対し、予算の範囲内において野菜その他の地産品の自動販売機（以下「自販機」という。）の購入等に要する経費を補助することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 補助対象者

この補助金の交付対象となる者は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の規定にもとづき青梅市長（以下「市長」という。）が認定した認定農業者および認定新規就農者とする。

3 補助対象事業

この補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるものとする。ただし、他の補助金または公的機関等から補助を受けている事業については、補助対象事業としない。

(1) 自販機の購入および設置（電気工事等を除く。）に関する事業

(2) 前号の事業とともに行う次の付随事業

ア 自販機用の日除けを設置するための事業

イ 自販機を青梅市の登録商標である「Ome Blue（青梅ブルー）」の色およびロゴで装飾するための事業

4 補助金の額

補助金の額は、補助対象事業に要する経費の10分の9以内の額とし、予算の範囲内で交付するものとする。ただし、補助対象事業費の上限額は200万円と

し算出された額に1千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

5 補助金の交付申請等

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、青梅市野菜等自動販売機購入等補助金交付申請書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添えて市長に申請しなければならない。

6 補助金の交付決定等

市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を確認し、補助金の交付の可否を決定し、青梅市野菜等自動販売機購入等補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

7 設置場所

補助対象事業による自販機等の設置場所については、青梅市内とする。

8 実績報告

前項の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助決定農業者」という。）は、補助対象事業が完了したときは、青梅市野菜等自動販売機購入等補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 領収書の写し
- (3) 設置場所の図面
- (4) その他市長が必要と認める書類

9 補助金の額の確定

- (1) 市長は、前項の規定による実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査し、必要に応じて行う現地調査等によりその報告にかかる補助事業の成果が補助金交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、青梅市野菜等自動販売機購入等補助金確定通知書（様式第4号）により当該補助決定農業者に通知するものとする。
- (2) 前号の確定通知書を受領した補助決定農業者は、速やかに青梅市野菜等自動販売機購入等補助金請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。
- (3) 市長は、前号に規定する請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

10 概算払

- (1) 補助決定農業者は、前項の規定にかかわらず、市長が必要と認める事業について概算払を受けることができる。

- (2) 前号の規定による概算払を受けようとする補助決定農業者は、青梅市野菜等自動販売機購入等補助金概算払請求書（様式第6号）により市長に請求しなければならない。

11 調査等

市長は、補助の目的を有効に達成させるために必要があると認めるときは、補助対象事業について随時実地に調査し、または必要な報告を補助決定農業者に求めることができる。

12 交付決定の取消し

市長は、補助決定農業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) その他補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

13 補助金の返還

(1) 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部または一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助決定農業者に対し補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(2) 市長は、第9項の規定により補助決定農業者に交付すべき補助金が確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

14 財産処分の制限

(1) 補助決定農業者は、補助金により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）を、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内は、適正に管理運営しその状況把握に努めるものとし、市長の承認を受けずに当該取得財産を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、貸し付けまたは担保に供してはならない。

(2) 補助決定農業者が、市長の承認を得て財産を処分することにより収入があった場合には、市長は、その収入の全部または一部を返還させることができる。

15 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

16 実施期日等

この要綱は、令和2年7月28日から実施し、令和3年4月1日にその効力を失うものとする。

青梅市災害義援金受領および管理に関する要領

1 目的

この要領は、青梅市災害対策本部条例施行規則（平成22年規則第15号）別表企画対策部出納班の項第5号に規定する義援金受領および管理について必要な事項を定めることを目的とする。

2 義援金の受付

- (1) 口座振込により義援金を受け入れるため、青梅市会計管理者（以下「会計管理者」という。）が必要と認める金融機関に口座（以下「義援金口座」という。）を開設する。
- (2) 義援金の申出があったときは、その都度、青梅市災害義援金受払簿（様式第1号。以下「受払簿」という。）に、受領年月日、金額、申出者の住所および氏名を記載した受付記録を作成し、受付の状況を明らかにするとともに、申出をした者にはただちに受領書（様式第2号）を交付するものとする。ただし、義援金口座への振込による場合は、金融機関発行の振込票をもって受領書に代えることができるものとする。

3 義援金の保管

- (1) 現金（小切手を含む。）で受領した義援金（以下「現金等義援金」という。）は、即日、義援金口座に預け入れるものとする。ただし、預け入れできない日時に受領した現金等義援金については、会計課備付けの金庫に保管し、預入れができるようになり次第、ただちに預け入れるものとする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、現金等義援金の預入れについては、会計管理者の承認を得た場合は、別に期日を定め、取りまとめて預け入れることができるものとする。
- (3) 義援金は、義援金集計表（様式第3号）により集計し、遅滞なく、会計管理者の決裁を受けるものとする。

4 義援金の配分

被災者等への義援金の配分は、青梅市災害義援金配分委員会の報告にもとづく青梅市長の決定により行うものとする。

5 義援金の支出

被災者等への配分のため、義援金を支出する場合には、受払簿に記載の上、義援金口座から歳入歳出外現金に振り替え、支出命令票により決裁を受けた後、支出するものとする。

6 被災者等への配分

青梅市から直接被災者等へ義援金を交付する場合には、職員が義援金の趣旨を口頭説明の上、受領書（様式第4号）と引換えに、当該義援金を被災者等に受け渡すものとする。

7 その他

この要領に定めるもののほか義援金受理および管理の処理に関し必要な事項は、青梅市会計事務規則（平成14年規則第19号）の定めるところによるほか、会計管理者が別に定める。

8 実施期日等

この要領は、令和2年7月21日から実施し、令和元年10月28日から適用する。

令和2年度新型コロナウイルス対策就学援助 対象者にかかる給食費特別支援金交付要綱

1 この要綱は、青梅市就学の援助に関する規則（平成16年教育委員会規則第9号）および青梅市特別支援学級就学奨励費給与要綱（平成2年4月1日実施）（以下「就学援助規則等」という。）の規定にもとづく就学援助を受ける者に対し、新型コロナウイルス感染症対策による学校の臨時休業および給食の休止期間中の昼食費を特別に支援することについて必要な事項を定めることを目的とする。

2 対象者

就学援助対象者にかかる給食費特別支援金（以下「支援金」という。）の対象者は、就学援助規則等の規定にもとづく令和2年度における就学援助の受給対象者で、当該受給にかかる資格の認定期間の全部または一部が、第4項に規定する令和2年度における学校の臨時休業および給食の休止にかかる期間に該当するものとする。

3 支援金の支給

青梅市教育委員会（以下「委員会」という。）は、前項の対象者に対し、就学援助規則等の例により、支援金の支給を行うものとする。ただし、支給日は委員会が別に定める。

4 支援金の額

支援金の額は、青梅市学校給食費の管理に関する条例施行規則（令和元年教育委員会規則第2号）に規定する学校給食費相当額に、令和2年度における学校の臨時休業および給食の休止にかかる期間を乗じた額とし、予算の範囲内で委員会が定めるものとする。

5 委任

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員会が定める

6 実施期日等

この要綱は、令和2年7月3日から実施し、令和3年4月1日にその効力を失うものとする。

青梅市立学校に勤務する会計年度任用職員 の兼業および兼職に関する要綱

1 目的

この要綱は、青梅市立学校に勤務する会計年度任用職員（東京都公立学校会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成27年東京都教育委員会規則第5号）第2条に掲げる会計年度任用職員、都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成19年東京都教育委員会規則第60号）の適用を受ける職員および都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和49年東京都教育委員会規則第24号）の適用を受ける職員をいう。以下「職員」という。）にかかる営利企業等への従事に関する事項について定めることを目的とする。

2 兼業の定義

この要綱において兼業とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員に就任すること。
- (2) 自ら営利を目的とする私企業を営むこと。
- (3) 報酬を得て、何らかの事業または事務に従事すること。

3 兼業の届出

- (1) 職員は、兼業を行おうとするときは、そのおおむね1週間前までに、校長を経由して青梅市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に兼業の届出を行わなければならない。

- (2) 前号の届出は、次の表の左欄に掲げる兼業について、同表右欄に掲げる様式により行うものとする。

兼業の種類	様式
前項第1号および第3号による兼業（消防団員との兼業を除く。）	兼業届出書（様式第1号）、兼業届出書（東京都公立学校時間講師関係）（様式第1号の2）
前項第2号による兼業のうち、不動産または駐車場の賃貸にかかるもの	自営兼業届出書（不動産等賃貸関係）（様式第2号）
前項第2号による兼業のうち、不動産または駐車場の賃貸以外の事業にかかるもの	自営兼業届出書（不動産等賃貸以外の事業関係）（様式第3号）
前項第3号による兼業のうち、消防団員との兼業にかかるもの	兼業届出書（消防団員との兼業）（様式第4号）

- (3) 第1号の規定により届け出る兼業の期間は、職員の任用期間にかかわらず兼業を行う予定の期間とする。
- (4) 職員は、前号の期間中に、兼業の内容が変更となった場合、職員の所属校の変更により校長が変更となる場合または職員が公募による任用をされる場合には、前3号の規定に準じて、改めて兼業の届出を行わなければならない。
- (5) 職員は、兼業を行わなくなったときは、兼業・兼職中止届出書（様式第5号）により、校長を経由して教育長に届出を行わなければならない。ただし、職員の任期が終了することによる場合は、この限りでない。

4 兼業できない場合

職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、兼業することができない。

- (1) 兼業のため時間を割くことによって、職務の遂行に支障を来すおそれがあると認めるとき。
- (2) 兼業による心身の疲労のため、職務の遂行上その能率に悪影響を与えると認めるとき。
- (3) 兼業しようとする団体等との間に許可、認可、検査、工事の請負、物品の購入等について関係があるとき（青梅市が公益上の目的から出資その他の方法により助成する団体等について、監督または助成上必要がある場合を除く。）。
- (4) 兼業しようとする団体等およびその役員等が、勤務校等と密接な関係にあり、学校教育の運営上好ましくないと認めるとき。
- (5) 兼業しようとする団体等の事業または事務に従事することによって、公務員としてその職の信用を傷つけ、または職員の職全体の不名誉となると認めるとき。

5 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の規定による兼業の特例

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第10条第1項の規定にもとづき、職員は、非常勤の消防団員と兼業しようとするときは、前項の規定にかかわらず、教育長が職務の遂行に著しい支障があると認めるときを除き、兼業をすることを妨げられない。

6 必要書類の提出

職員が第4項の規定に違反するおそれがあると認めるときのほか、職員は、教育長または校長からの求めに応じ、必要な資料を提出しなければならない。

7 兼業に関する指導

職員が第4項の規定に違反し、またはそのおそれがあると認めるときは、校長および教育長は、職員に対して必要な指導を行うものとする。

8 報酬の減額

職員が第3項の規定による届出を行い、兼業を行うためにその勤務時間を割く場合においては、割かれた勤務時間については報酬を減額する。

9 営利企業以外の団体の役員等の兼職

(1) 職員が地方公共団体、国または公益団体において、法令、条例、定款、寄付行為その他の規約で定める役員等に報酬を得ずに就任する場合は、教育長が別に定めるものを除き、兼職届出書（様式第6号）により、校長を経由して教育長に兼職の届出を行わなければならない。

(2) 第3項第1号および第3号から第5号までならびに第4項、第6項および第7項の規定は、前号の届出について準用する。

10 職務に専念する義務の免除

(1) 職員が兼業または兼職の届出を行った場合で、当該兼業または兼職が青梅市公立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和46年教育委員会規則第6号）第2条第2号から第4号までまたは第7号の規定に該当するときは、同規則第3条に定める専念義務免除の承認権者（以下この項において「承認権者」という。）は、教育長が別に定める基準により職務に専念する義務を免除することができる。

(2) 兼業または兼職の届出を行った者が、その業務に従事するために職務に専念する義務の免除を得ようとするときは、必要の都度申請し、承認権者の承認を得なければならない。

11 その他

この要綱について必要な事項は、教育長が定める。

12 実施期日等

この要綱は、令和2年7月15日から実施し、同年4月1日から適用する。